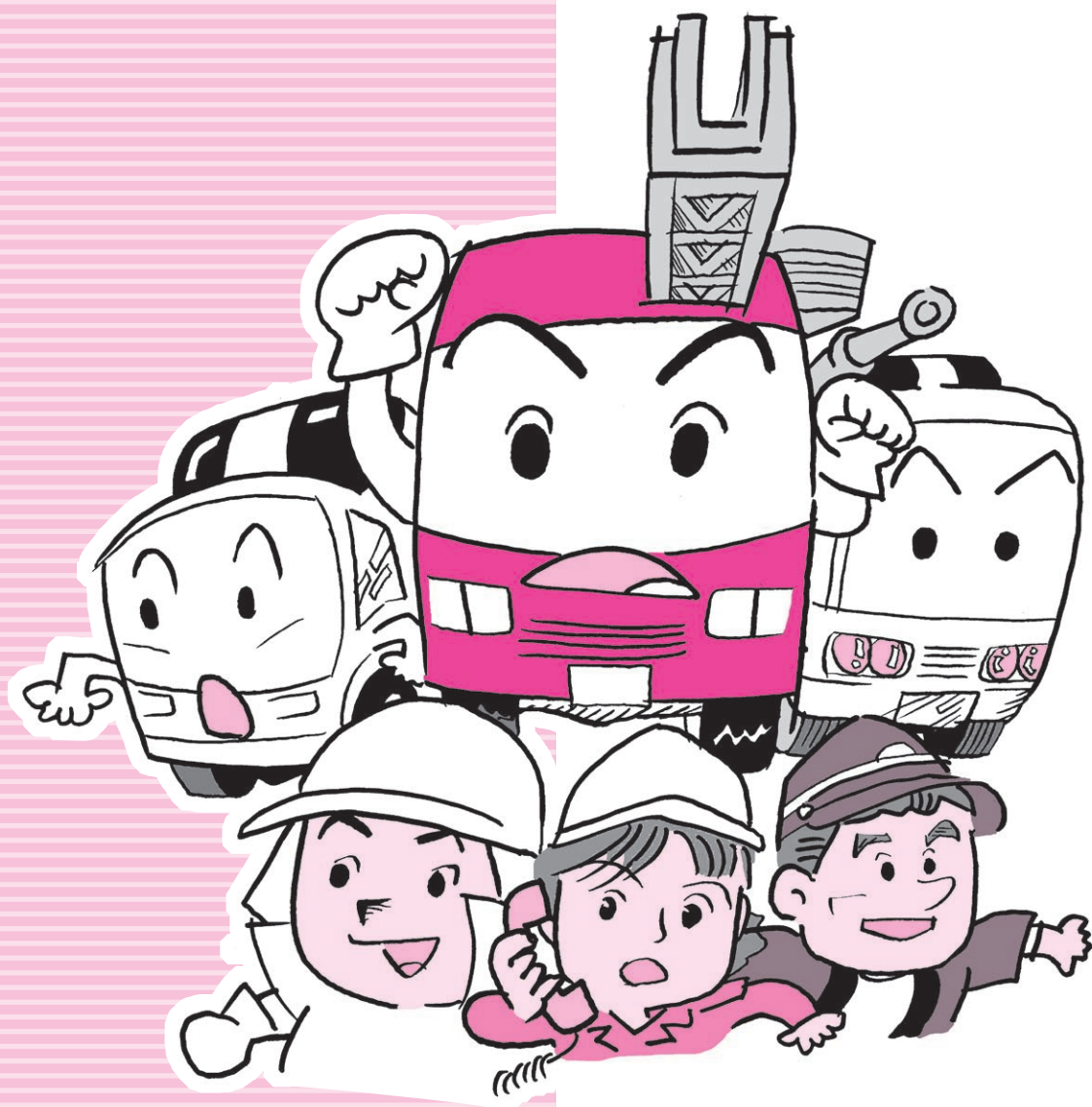


# 消防の広域化で

市民の生命・身体・財産を  
災害から守れるでしょうか



住民を守る消防体制の充実へ

消防職員ネットワーク／自治労連

# 目次

発刊にあたって .....	1
1. 消防の広域化で市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守れるでしょうか .....	2
2. 住民を火災等の災害から守るには"2つの視点"があります .....	4
3. 火災から生命・身体・財産を守るのは時間との勝負 .....	6
政府の主張1 広域化によって期待できるメリット 1. 住民サービスの向上 .....	8
政府の主張2 広域化によって期待できるメリット 2. 人員配備の効率化と充実 .....	10
政府の主張3 消防体制の基盤の強化 .....	12
4. 消防指令業務の広域化と共同運用は別問題 .....	14
5. 消防無線のデジタル化は、国の責任と負担で実施を .....	15
6. 消防の広域化で地域の消防はどうか? .....	16
7. それでは、自分たちの地域をどうすれば良いのか .....	18
8. 住民の安全を守る消防体制をつくるために .....	20
おわりに .....	22
資料編 .....	23

# 「消防の広域化問題」

## 学習・討議冊子発行にあたって

政府は、消防組織法を2006年6月14日に改正しました。この改正で、消防組織法に新たに第4章（市町村の消防の広域化）を設け、消防庁長官が「基本指針」を定め、消防の広域化を推進することとされました。

総務省消防庁は、自らのホームページ上で広域化についてのQ & A「なぜ広域化を推進する必要があるのか。小規模な消防本部ではいけないのか。」という設問に対して、「市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。」とし、「広域化によって、『住民サービスの向上』『消防体制の効率化』『消防体制の基盤の強化』が期待されます。」としています。

これまで、自治労連と消防職員ネットワーク（FFN）は共同して、「住民の生命・身体・財産の安全を守る」ための消防力の強化・充実と厳しい階級制度の職場を改善し、人間として平等に扱われる消防職場の民主化促進を一体のものとしてとらえて活動してきました。

昨年10月19日に、行政改革推進本部専門調査会が、行革大臣に提出した「公務員の労働基本権のあり方について」の最終報告では、公務員労働者の労働基本権付与について、改革の必要性及び方向性を認めながら、労働協約締結権については一定の条件付付与、争議権については賛否の両論併記となっています。

しかしながら、消防職員の団結権については、「賛否の両論併記」となりました。政府、総務省の態度は一貫して「職員団体を結成することは職場規律を乱す」との主張を変えていません。団結権を付与しないことでILOから名指しで批判されているにもかかわらず、日本政府は1995年に発足した「消防職員委員会」で事足りりとしています。

今回の「消防の広域化推進計画」を学習し論議していく上で重要な点は、政府も国会で明確に答弁しているように「広域化」の推進は、市町村の自主的判断で行い「住民の安全」と「自治体消防」が基本ということです。

この小冊子は、政府・消防庁が宣伝する「広域化のメリット」について「基本指針」の主張に基づいて検証し、「住民の生命・身体・財産の安全を守るための消防力はどうか」をひろく消防職場、自治体職場だけでなく現実の地域での消防を支えている消防団や地方議員のみなさんとも一緒に学習し、討論するための素材として発行しました。

「平成の大合併」によるほころびが全国各地で起こり、住民の暮らしを守れない、財政的に立ち行かないという悲鳴が全国津々浦々で聞こえてくると同時に、なんとかして住民のいのちと地域を守ろうという動きも始まっています。この冊子が多くのみなさんに活用されることをこころより願っています。

# I 消防の広域化で市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守れるでしょうか

政府は、「消防を広域化することによって、行財政上の様々なスケールメリットが実現し、極めて有効」としています。広域化のため改正した消防組織法と消防の広域化のスケジュールを見てみましょう。

## 2 消防組織法のなにを「改正」したか

政府は、消防組織法を平成18年6月14日に「改正」しました。この「改正」によって、消防組織法は新たに第4章（市町村の消防の広域化）を設け消防の広域化を進めることを規定しました。

この法「改正」によって、消防の広域化を行うために、まず、消防庁長官は「消防広域化基本指針」を定めることとしました。この指針には、「自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項」および「自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間」等が定められています。そして、この指針では、①「消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化され、組織管理及び財政管理等の観点から望ましい」とし、②「管轄人口の観点から言えばおおむね30万人以上の規模」を目標として、③平成19年度中に都道府県が推進計画を策定し、策定後5年以内（平成24年まで）をめどに広域化を実現することとしています。

各都道府県は、平成19年度中に「消防広域化

推進計画」を作成させ、その中で①「広域化対象市町村の組合せ」、②広域化推進のための都道府県が関与する必要な措置、③広域化後の消防体制の整備、関係市町村間の調整等の「広域化後の消防の円滑な運営に関する基本的な事項」等を定めています。

そして、広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとする場合、広域後の運営を確保するための「広域化運営計画」を作成し、平成24年度末までをめどに、各市町村議会の議決を経て広域化を実現することとしています。

## 国会における議論

消防広域化に関する消防組織法改正についての主な議論は次のとおりです。

- 1 国の基本計画に基づき都道府県が推進計画をつくる手法は、都道府県を国と市長村の間において、市町村合併を強引に進めた手法と同じではないか。
- 2 「市町村長の消防責任」を果たすため、国の財政措置が必要なのに、やみくもに広域化して

1. 平成18年7月12日消防庁告示第33号

2. 資料編P.40参照

3. (平成18年6月1日 衆議院総務委員会 吉井英勝議員)

も消防力の向上にはつながらない。

- 3 人口10万人と人口30万人規模では、「消防力の整備指針」の読み方によって、消防ポンプ自動車9台から6台に減少させることとなる。スケールメリットとは、住民の安全ではなく、消防力の低下、若しくは低いレベルの消防力の固定となりかねない。

## 両院の付帯決議

消防の広域化に関する消防組織法改正に対して、衆議院および参議院から「市町村の自主性を損なわないようにすること」並びに「現職の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるように指導すること」等の付帯決議<sup>4</sup>がなされています。

## 消防の広域化スケジュール

期 間	項 目
平成19年度中	都道府県による「消防広域化推進計画」の策定
平成20年度から	広域化に関する協議会の設置 <sup>1</sup> <ul style="list-style-type: none"><li>関係市町村の協議による規約の策定</li><li>関係市町村議会の議決 (協議会参加・不参加は市町村の自主的判断) (協議会に参加したとしても、「消防の広域化」参加決定とはならない)</li><li>都道府県知事への届出</li></ul>
	広域化に関する協議 <ul style="list-style-type: none"><li>広域化した場合、消防力の強化となるか等を検討</li></ul>
	広域消防運営計画の検討・作成 <sup>2</sup>
	規約の検討・作成 <sup>3</sup> <ul style="list-style-type: none"><li>一部事務組合格約</li><li>事務委託規約</li><li>広域連合格約</li></ul>
平成24年度末	市町村議会の議決 <sup>4</sup> <ul style="list-style-type: none"><li>最終的に参加する場合のみ議決、否決は不参加</li></ul>
平成25年度	「消防広域化」の実現

1 地方自治法第252条の2

2 消防組織法第34条第1項

3 一部事務組合（地方自治法第284条第2項）、事務委託（地方自治法第284条の14項1項）、広域連合（地方自治法第284条第3項）

4 一部事務組合（地方自治法第290条）、事務委託（地方自治法第252条の2第3項）、広域連合（地方自治法第291条の11）

4. 資料1「消防組織法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成18年4月11日 参議院総務委員会）」並びに「消防組織法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成18年6月1日衆議院総務委員会）参照



# 2.

## 住民を火災等の災害から守るには、2つの視点、があります

消防の広域化を考える基本は、「住民の安全」と「自治体消防」です。

4

### 日本の消防は自治体消防

消防組織法は、日本国憲法制定直後の昭和22年につくられました。明治憲法下の消防は、警察組織の一部を成し、「国家消防」として存在しました。しかし、日本国憲法下において、民主化と地方分権の趣旨に従い、「市町村」管理となりました。

そして、消防組織法第36条には、「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服すことはない」と明快に自治体消防の原則を宣言しています。そして、自治体消防に関与できる国の形態としては、「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる」と、極めて限定的なものになっています。都道府県知事の関与もまた、消防庁長官の行う趣旨の範囲内の勧告、指導および助言に限定されています。

### 消防の広域化は、市町村の自主的判断

消防の広域化について「質問主意書」が国会に提出され、市町村が広域化を判断するための注目すべき事項が政府によって回答されています。

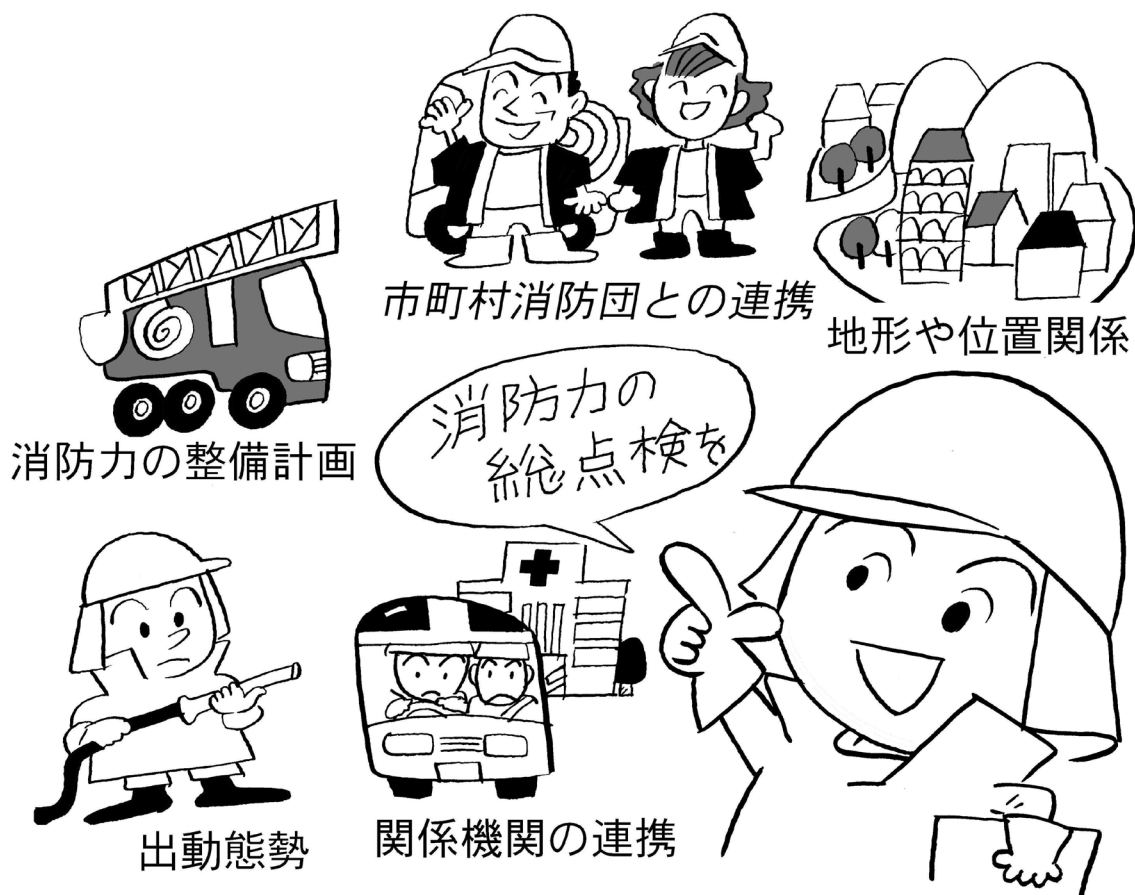
#### 質問主意書（抜粋）

- ① このたびの広域化推進を図る「広域化指針」や「推進計画」は市町村が「参考」にするものという前掲の政府（消防庁長官）答弁に照らせば、市町村がそれに「服する」ことを求められるものではないと理解されるが、どうか。見解を示されたい。
- ② もし、「服する」ことを求めるとすれば、その根拠は何か。具体的に示されたい。
- ③ 「広域化指針」や「推進計画」は、上記消防組織法第37条、38条の効力を有するものか。有するならば、「助言」「勧告」「指導」のいずれにあたるのか。

5. 「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」（消防組織法第6条）、「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」（消防組織法第7条）

6. 消防組織法第37条

7. 市町村消防の広域化に関する質問主意書（衆議院議員・佐々木憲昭 7年11月16日）資料編4 P.30-31参照



### 政府回答（抜粋）

- ① 市町村は、基本計画及び推進計画に拘束されるものでない。
- ② 消防の広域化は「助言、勧告又は指導」として行われるものではない。
- ③ 消防の広域化は、「市町村の自主的な判断で行われるものである」
- ④ 市町村が消防の広域化を行わなかったとしても、不利益な扱いを受けることがない。

この質問主意にもとづく政府の回答からも「消防の広域化」は市町村の自主的な判断で、決定することが確認されています。この「市町村の自主的な判断」は、今後、市町村で本格的な議論が開始されていくなかで、重要な意義をもっています。

後期高齢者医療事務<sup>8</sup>を実施する広域連合<sup>9</sup>は法規定であり、参加・不参加の意思決定を都道府県および市町村が判断することができません。しかし、「消防の広域化」のための「広域連合」は、これとは違って市町村の自主的な判断で行うものです。

消防の広域化について、市町村が自主的に判断するため、何を検討するのかについての基本方向を示す国会質疑で、荒木消防庁長官は、「各市町村におきましては、みずからの地域の今後の消防防災体制の在り方について検討を行い、消防の広域化を行うという判断に至った場合には、関係市町村の協議によりまして広域消防運営計画を作成し広域化を行うもの……」<sup>10</sup>と答弁しています。すなわち、市町村は住民の安全を守るため市民と共に、みずからの地域の消防を総点検し、今後の消防体制の在り方についての検討を行い判断することが、必要となってきます。

8. 高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条

市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務および被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医

療広域連合」という。）を設けるものとする。

9. 地方自治法第3章第3節各条参照

10. 衆議院予算委員会第2分科会（平成20年2月27日 佐々木憲昭質疑）資料編6 P.33参照

# 3. 火災から生命・身体・財産を守るのは時間との勝負

そもそも火災による被害拡大の基本的なメカニズムと、火災に対応する消防の基本原則とはなにか。

「マッチ 1 本火事のもと」と言われるように、最初は小さな火が拡大して火災<sup>11</sup>になります。

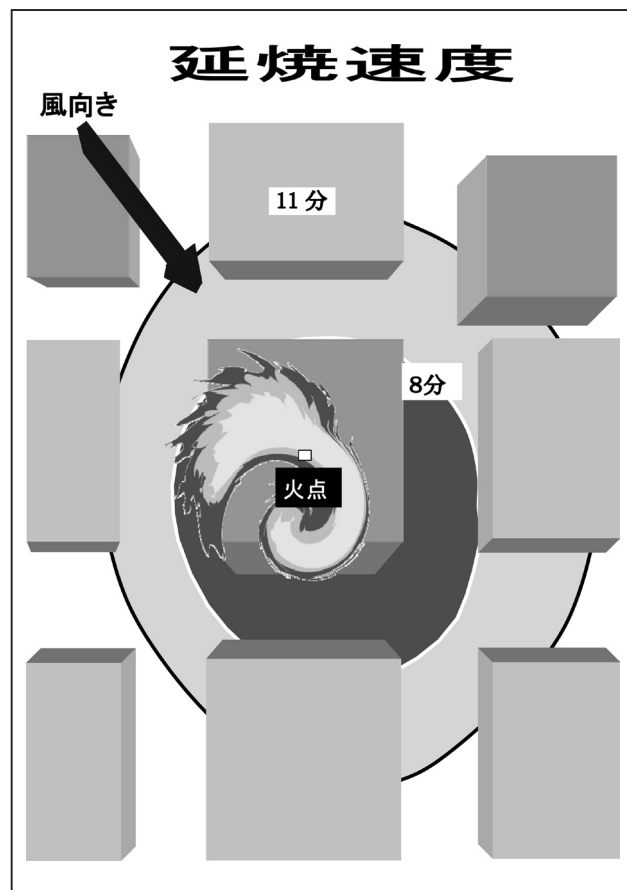
市街地の木造 2 階建て民家から出火した場合、被害の拡大と時間の経過は次のとおりです。

フラッシュオーバー現象 = 火災の初期の段階において、室内の一部が燃焼すると、その室内は高温となり、まだ燃焼していない壁や家具から、大量の可燃ガスが発生し室内に充満します。この状況で窓ガラス等が破壊され、酸素が供給されると、この可燃性ガスに引火して爆発的燃焼が発生し、建物全体に急激に燃焼が拡大する現象を言います。フラッシュオーバーが発生するのは、市街地における一般的な民家において 6 分から 8 分です。

隣接 2 方面への延焼 = 建物間の距離は、一定ではありませんが市街地の場合、隣接 2 方面への延焼は、火災発生からおおむね 8 分で開始します。

隣接 4 方面への延焼 = 同様に、隣接 4 方面に延焼するには、おおむね 11 分で開始します<sup>12</sup>。

ここで、大切なことは、火災による被害を軽減するために、短時間で必要な消防自動車を集結させ消防活動を開始することです。



11. 「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又は同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。(火災報告取扱要領 消防庁長官通知 (平成6年4月改正))

12. 資料2 衆議院予算委員会第2分科会佐々木憲昭議員質疑 (平成20年2月27日) 参照

13. 消防の任務「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任

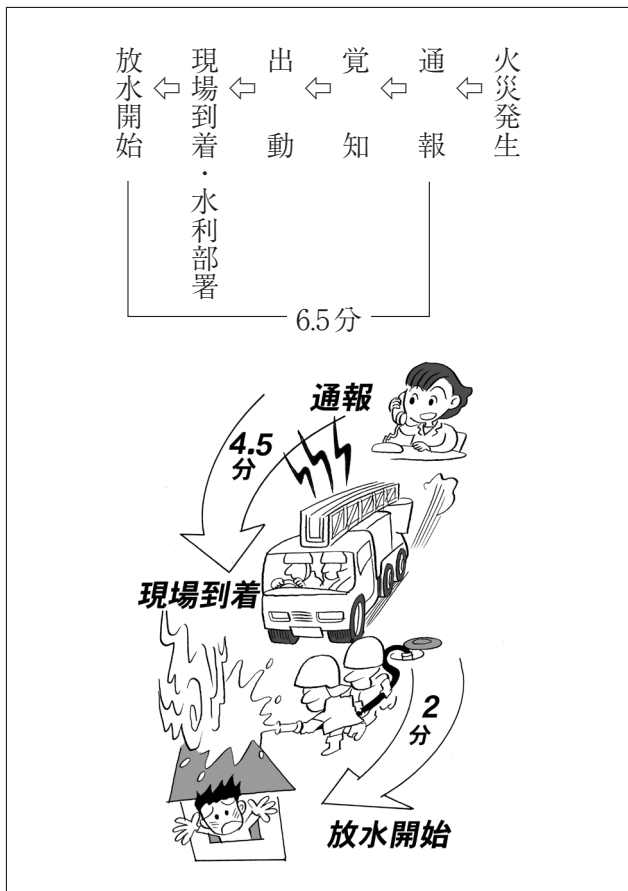


# 日本の消防は、 6.5分で消火開始の体制

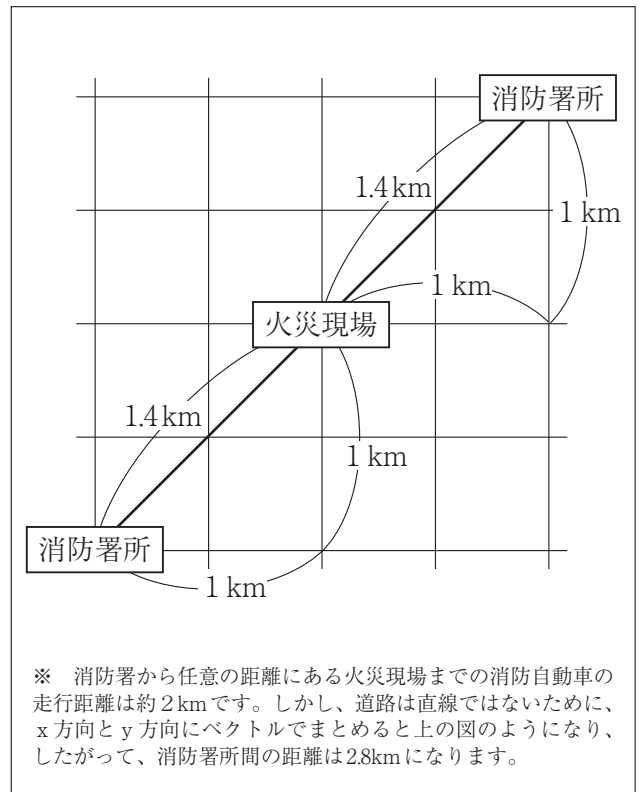
火災による損害程度は、総務省消防庁の「火災報告取扱要領」によって、「全焼」、「半焼」、「部分焼」および「小火（ほや）」に分類されています。不幸にも住宅が火災に遭遇した場合、「全焼」と「半焼」は建て直します。しかし、「部分焼」と「小火」では、損傷を受けた部分を補修して使用しています。「部分焼」は、建物全体の20%以下の焼損程度です。一般的に火災が発生して部分焼に至る時間はおおむね6.5分です。

消防の任務は「火災等の災害による被害を軽減する」こととなっています。従って、火災による被害の軽減を目指す日本の消防は、市街地において6.5分以内で消火活動が開始できるように消防署所の配置を規定しています。

火災発生から放水開始までに、次の手順を踏みます。



消防隊が火災現場に到着して水利部署<sup>※脚注</sup>し、ホースを延長して放水を開始するまでに必要とする時間は平均2分<sup>15</sup>です。そこで、消防隊が6.5分以内に消防開始の体制をとるための限界緊急走行時間は4.5分となります。そのため、市街地において、消防署から任意の火災現場まで緊急走行して、到着する距離は2km以内となります。これらを根拠として「消防力の整備指針」では市街地における



消防署所の配置は、おおむね2.8kmごとに設置される規定となっています。また、1消防自動車から同時に2線のホースを延長し、逃げ遅れた人の救助活動を実施するため、または2方面の延焼を防止するために、1消防自動車に搭乗する消防隊員数を5名と規定しています<sup>17</sup>。

「消防の広域化」を検討するためには、「消防力の整備指針」が、その根拠としている消防自動車が火災等の災害現場に到着する時間と消防署所との距離を考慮することが必要です。

※脚注 水利とは、消防隊が放水に必要な消火栓、防火水槽等といい、消防自動車がこれから水を給水する体制を確立することを水利部署という。

務とする」(消防組織法第1条)

14. 消防力の整備指針(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)

15. 「消防力の整備指針・消防水利の基準」(消防力の整備指針研究会編集 ぎょうせい 37p参照)

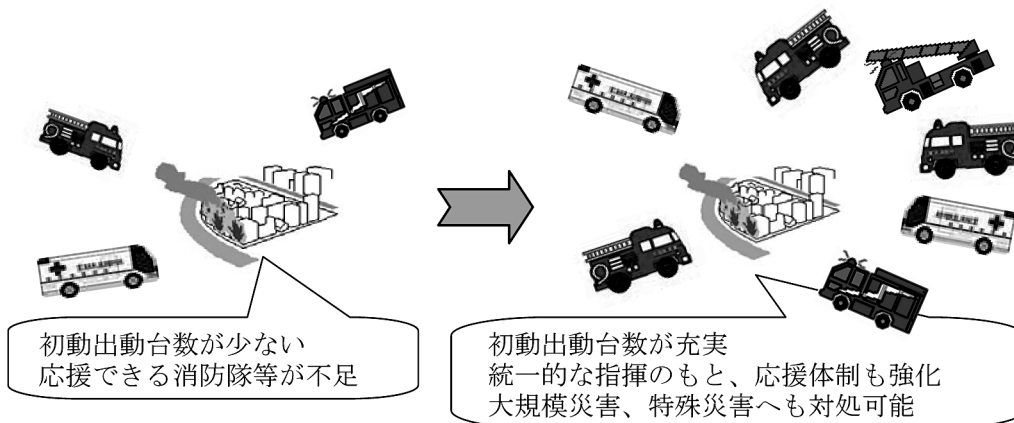
16. 道路交通法によって、火災現場に出動する消防自動車は緊急走

行が規定されている。しかし、赤信号では停車し安全を2重に確認して交差点を通過し、現実一般車両が緊急自動車に道を譲ることとならないため、緊急自動車の走行は23~30km/hとなる。

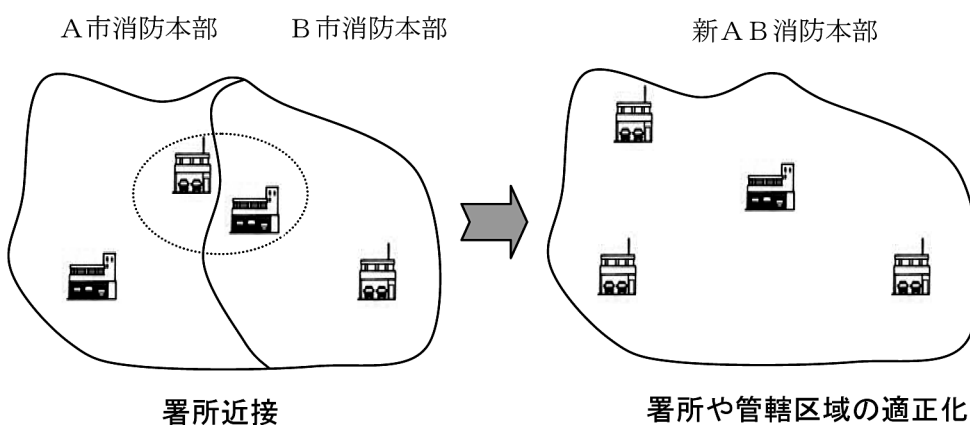
17. 「消防力の整備指針第29条」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)

## 1. 住民サービスの向上

### ① 初期の消防力、増援体制の充実



### ② 現場到着時間の短縮



(総務省消防庁 消防広域化推進本部 平成 20 年 2 月  
「市町村の消防の広域化—強くなる地域の消防力—」推進関係資料 p 3 抜粋)

18. 「消防力の整備指針」29条において、1 消防自動車の搭乗員数を原則 5 名と定め、1 消防自動車から同時に 2 ルートのホースを延長し、2 口の放水実施を定めている。

なお、各地の消防本部において、2 両の消防自動車に 2 または 3 名の隊員が搭乗し、火災現場で 5 名となる、まやかしの

「ペアー出動」としている。ペアー出動とは、「消防力の整備指針」第 29 条第 1 項の定めによる 5 名乗車および 4 名乗車の消防自動車が一定の条件下で連携して消火活動等を実施するものをいう。

## 消防力は、国の定めた「整備指針」の25%も不足

全国の消防職員は、国の定めた「消防力の整備指針」に対して75%の充足率にすぎません。そのため、多くの消防本部では火災が発生した場合、1消防自動車に2人から3人しか搭乗できないのが実情です。2人から3人の出動では、火災現場において消防の基準が定める1消防自動車から2線のホースを延長<sup>18</sup>して放水が実施できません。

例) 5人配置の消防分署で、消防自動車と救急自動車を管理しているが、救急隊は3名で出動している間に、火災があれば2名の消防隊で出動する。(鈴鹿市)

例) 4名配置の消防分署で、消防自動車と救急自動車を管理している。救急出動があれば火災が発生しても、残された隊員1人では消防自動車を出動させることができない。(新城市)

## 消防職員不足の原因

消防職員が75%である原因について、政府は「各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定数管理等により、大幅な職員の増加を図ることが困難なことによる」と答弁<sup>19</sup>しています。

消防職員不足の原因は「政府の総定員削減政策にある」ことを政府自ら認めているものです。

また、消防職員に対する国の普通交付税は、人口10万人あたり119人と算定していることにも原因があります。消防職員の算定基準を「消防力の整備指針」とは別に、低いレベルで普通交付税の算定基準を設けているところに問題があります。

## 到着時間を無視して消防車を集結させても被害軽減できない

政府は、こうした基準に満たない現状を改善するものでなく、火災による必要な消防力を投入するためには消防の広域化が必要としています。これは、火災の被害を軽減するための「時間」との関連を横に置き、遠方から消防自動車を集結させようとするものです。しかし、火災発生から20分や30分後にサイレンを鳴らして駆けつけても、被害の軽減には役に立ちません。必要なことは地域の消防力の充実です。

### 例) 愛知県蒲郡市議会

質問 「仮に三谷(みや)地域で火災が発生し、広域化によって豊橋から消防自動車がある場合、三谷に最短距離にある前芝(まえしば)の出張所から緊急走行で20分前後、豊橋中消防署からは30分はかかると認識していますが、この認識でよろしいでしょうか。」(日恵野議員)

答弁 「交通事情ということもありますが、概ねそのとおりでございます」<sup>20</sup>(宮瀬消防長)

政府は、広域化することによって消防署所の配置や管轄区域の適正化が可能としています。しかし、愛知県を例に上げると、消防署所は「消防力の整備指針」から18署所も不足<sup>21</sup>しています。消防署所の不足は、消防の広域化によって解消することにはなりません。

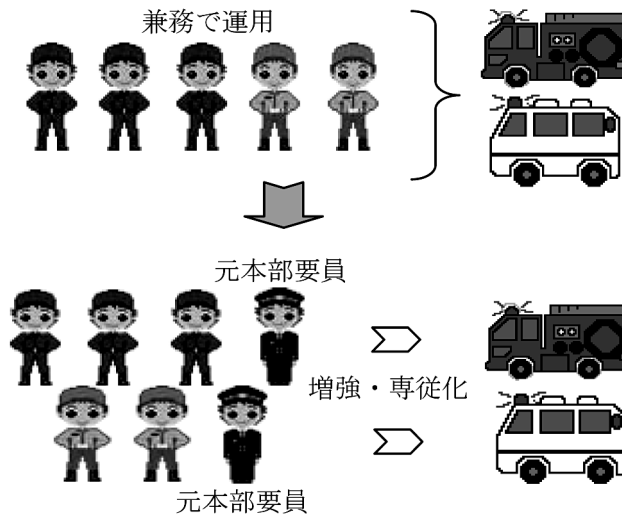
19. 衆議院予算委員会第2分科会(平成20年2月27日、佐々木憲昭議員質問に対する答弁)

20. 平成20年3月7日愛知県蒲郡市3月議会

21. 消防年表 平成19年版 愛知県

2. 人員配備の効率化と充実

① 現場要員の増強



② 予防業務・救急業務の高度化・専門化



(総務省消防庁 消防広域化推進本部 平成 20 年 2 月  
「市町村の消防の広域化—強くなる地域の消防力—」推進関係資料 p 3 抜粋)

検 証

本部要員はどうか

政府のイメージ図では、消防自動車と救急自動車の双方を5人の警防要員で運用しているものを、広域化することにより7人、1.4倍もの警防

要員を増強することが可能としています。その根拠として、複数の消防本部が広域化により1つの消防本部となれば、「本部要員」を大幅に削減することが可能で、その人員を警防要員とすることが可能としています。

そこで、本部要員と警防要員の関連を人口30



万人以上の消防本部の事態を愛知県で見てください。

人口30万人以上の消防本部における本部要員等 表1

消防本部名	管内人口 (人)	消防職員 (人)	本部要員 (人)	本部要員/ 消防職員(%)
名古屋市	2,215,031	2,335	399	17.0
豊橋市	372,471	326	70	21.5
岡崎市	356,707	338	58	17.2
一宮市	371,446	365	55	15.1
豊田市	412,131	427	72	16.9
合計		3,791	654	17.3

消防年表 平成19年版 愛知県

表1から、人口30万人以上の消防本部の本部要員は、消防職員の平均比で17.3%です。しかし、人口30万人未満の消防本部の本部要員の平均比は、11.8%となっています。これは、人口30万人以上の広域化を進めると、政府の主張に反して、本部要員が増加するのが実態です。その理由は、消防署所の消防事務を統一的に実施させるには、企画部門を充実させ本部機能を充実させることが必要なためです。

## 広域化で警防要員は減少している

すでに広域化を実施した消防本部においては、警防要員が充実するどころか減員されていることが実態です。愛知県の衣浦東部消防本部と一宮消防本部でみてみます。

広域化消防本部の実態

消防本部名	広域化前	広域化後
衣浦東部消防局	安城市、刈谷市、碧南市、知立市および高浜市の各消防本部の合計職員数=412人 <sup>22</sup>	402人 <sup>23</sup>
一宮消防本部	一宮、尾西および木曾川の各消防本部の警防要員300人 <sup>24</sup>	287人 <sup>25</sup>

表から、広域化によって、消防職員と警防要員が減員していることが実態です。

## 広域化で、警防要員が増強にならない理由①

広域化によって新たに本部要員の事務となるもの

- 1 広域議会に関すること
- 2 広域条例に関すること
- 3 予算の編成および執行調整に関すること
- 4 請願、陳情、苦情および要望等の受付・処理に関すること
- 5 公用自動車の安全運転管理に関すること
- 6 職員の供与に関すること
- 7 職員の福利厚生および健康管理に関すること
- 8 行政不服審査法その他の法令に基づく不服申し立ておよび総括調整に関すること

広域化によって消防が市町村とは別の「地方公共団体」となれば、これらの事務が新たな広域消防の所掌事務となり、消防事務が増加することになります。そのため、これらの事務を処理する本部要員が新たに必要となります。

## 広域化で、警防要員が増強にならない理由②

消防の広域化によって新たに市役所の所掌事務となるもの

- 1 消防団に関すること
- 2 水防に関すること
- 3 防災教育の普及啓発に関すること
- 4 自主防災会等の指導および育成に関すること
- 5 防災無線に関すること
- 6 医療機関との連絡調整に関すること

消防団事務および防災関連事務は、広域化後の消防本部の事務となりません。そのため、広域化することによって、新たに市役所等の所掌事務が増えることになり、その人員確保が必要となります。総定員削減の下で、これまで消防で実施していた人員を減員して、市役所に増員しているのが実態です。

消防の広域化は、警防要員増強どころか、消防職員の減員の危険があります。

22. 平成12年愛知県消防学校校友会名簿

23. 平成17年愛知県消防年表

24. 消防庁消防広域化推進本部

25. 消防庁消防広域化推進本部

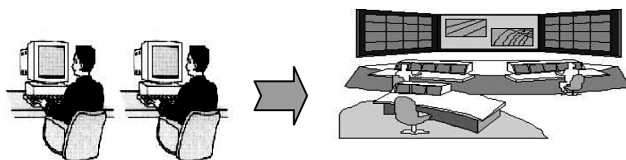


## ① 高度な消防設備、施設の整備



必要最小限の車両を整備

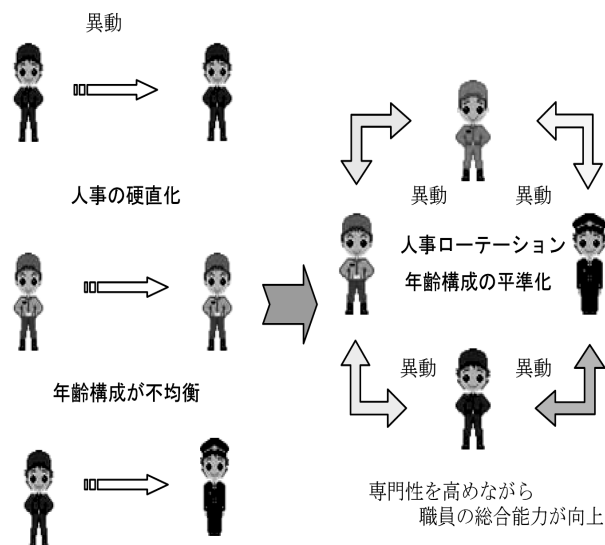
特殊車両等を計画的に増強整備可能



個別に小規模な設備を整備

高機能な設備を一元的に整備可能

## ② 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



(総務省消防庁 消防広域化推進本部 平成 20 年 2 月

「市町村の消防の広域化—強くなる地域の消防力—」推進関係資料 p 4 抜粋)

政府は、消防の広域化を実施することによって、財政規模が拡大し、はしご自動車、特殊車やヘリコプターの整備までも増強整備可能としています。しかしその実態はどうなるのでしょうか？

## 広域化で消防力は ダウンする危険も

消防力の整備指針では消防力の基準を、人口30万人以上とそれ未満とに大別しています。仮に、市街地の人口5万人規模の自治体を例にとれば、「基準」では4台の消防自動車の保有が必要<sup>26</sup>なところ、1台不足の3台の消防自動車を保有している近隣の6自治体が広域化により新たな消防本部を結成したとたん、人口30万人以上の消防本部となるため、14台の消防自動車で基準を満たすこととなります。

すなわち、本来1台不足×6消防署＝6台不足していたものが逆に、

3台保有×6消防署－14台＝4台も基準を超えることになり、現状からさらに減らされる危険さえも生まれます。

## 広域化で起こる「人事 ローテーション」の弊害

政府は、小規模消防本部において、人事の硬直化をきたすため、広域化して人事のローテーションを行うとしています。

しかし、三重県が県内15消防本部2,379人に対して実施した消防広域化に対するアンケートでは、広域化に対して約80%の職員が否定的です。そして、「広域化後の消防体制で最も不安を感じる点」として「広域的な移動に伴う地理不案内」が30.7%、「住民サービスの低下」を14.5%の職員があげています。

「火災出動指令」は、住所によって出動場所を示します。消防職員は、それを聞いて、とっさに

緊急走行する道順、消火栓の場所、地形等を思い浮かべ、迅速に出動します。

広域化による人事のローテーションは、熟知していない地域に勤務することになるため消防活動に支障をきたします。

また、小規模消防本部が規模の大きな消防本部と広域化した場合、小規模の消防本部職員の階級の引き下げが実施されます。消防職員にとって「階級」は、身分上最も重要な要素です。これが引き下げられることによって多くの消防職員が「やる気」を失うことが現実となります。

## 広域化で職務の高度化と 専門化が図れるのか

消防職員は、政府が言うまでもなく、職務遂行には極めて高度な専門性が必要です。

そのため、都道府県は単独または共同して消防学校を設置することが義務となっています。また、指定都市は単独または都道府県と共同して消防学校を設置することが可能<sup>27</sup>となっています。そして、消防職員の専門性を満たすため、国は消防学校の施設、人員および運営の基準、消防学校の教育訓練の基準を設けています。

政府は広域化によって、高度化・専門化を図れるとしています。

ところが、現実の消防学校では、施設と教官の不足によって、極めて限られた人員に対して教育を実施しているのが実情です。団塊の世代の大量退職に見合う、新入職員の採用者の「初任教育」すら、年度内に実施することに支障をきたしています。とても、専門的な教育を実施する余裕はありません。

また、消防職員が国の充足率に満たない消防署で、教養要員を出す余裕がないことが現実です。

広域化によって職務の高度化と専門化は図れません。消防職員の「職務の高度化と専門化」の推進のためには、「消防力の基準」に見合う消防職員と消防学校の充実こそ必要です。

26. 消防力の整備指針第4条3項

27. 消防組織法第51条1項、2項

# 4. 消防指令業務の広域化と共同運用は別問題

政府が消防の広域化を進める理由に、「消防指令業務の共同運用」と「消防無線のデジタル化」があります。

14 火災または救急事案等が発生した場合、市民は119番通報します。その119番通報を受信するところが、「消防指令センター」または「指令課」等と言われるところです。

119番を受信すると、例えば、救急事案であれば、一番近い救急車を保有している消防署所に救急出動指令が下命されます。火災の場合は、建物火災やビル火災等の火災種別によって車両を選定して、必要な数の消防部隊を出動させます。これらの業務を「消防指令業務」と言います。さらに、消防活動上必要な情報や救急患者を収容する病院情報についても出動した隊に伝達しています。また、消防本部によっては、出動消防部隊の活動を無線で指揮する機能を持っているところもあります。

これらの消防指令業務には、119番受信と出動消防部隊を選定して出動指令を行う「設備」が必要です。ところが政府は、指令業務の「設備」に係る補助金のうちⅠ型（離島で使用）を廃止し、Ⅱ型を人口10万人から40万人未満、40万人以上をⅢ型とし、この2種類の「設備」に補助金を交付することにしました。Ⅱ型を設置するために必要な費用は、概ね5億円から6億円と国は算定しています。そして、人口10万人未満の消防本部がこれを設置するには財政的に厳しいとして、広

域化を進める理由の一つにしています。この考えは、国の補助金を削減し、市町村に負担させるものです。

しかし、全国の消防本部のなかには、政府の上からの広域化による「消防指令業務の共同運用」とは別に自治体消防を堅持しながら、高性能の指令装置を市町村間で共同運用する自治体が存在します。共同運用している各消防本部の自主性を相互に認め<sup>28</sup>たうえで、高性能の「設備」によって、消防対象物の分類ごとに出動消防部隊の決定、消防部隊の動隊管理<sup>29</sup>および発信地表示<sup>30</sup>等を実施するものです。従って、この場合の指令装置の共同使用は、自治体消防の観点から、広域化とは本質的に異なるものです。しかし、この場合においても各消防本部によって消防団への出動、消防部隊の出動車両と隊数等がこととなります。共同運用する消防本部は、消防部隊に対する情報の提供、無線を使用した指揮統制および救急隊への病院情報は、各消防本部が独自で実施する体制を継続しなければなりません。そのため、指令業務の共同運用は、本部指揮機能の充実が必要となり、警防要員の増員にはつながりません。

28. 建物（木造、耐火マンション、密集津）、山林、原野等消防行政の対象となるもの

29. 消防自動車が出動または出向等によって移動する場合、「動いている消防隊」の位置を管理するもの

30. 119番通報時を受信すると、119番通報地点を地図上に表示し、近隣の消防署所にいち早く出動を予告するもの

# 5. 消防無線のデジタル化は、国の責任と負担で実施を

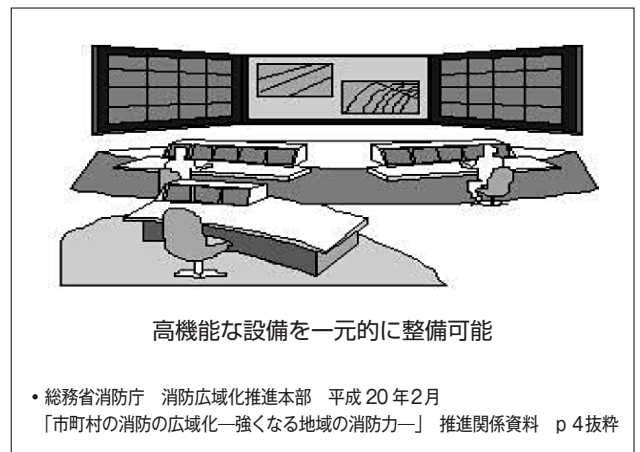
政府は、消防の広域化をすすめる理由に「消防無線のデジタル化」をあげ、都道府県と市町村に財政負担を押しつけようとしています。

## 政府「整備に要する費用は都道府県および市町村が負担すること」

現在の消防無線は、150MHz帯のアナログです。しかし、政府はこれを、2016年5月31日までに260MHz帯デジタル無線に移行させることとしました。<sup>31</sup>

消防無線をデジタル化するためには、現在使用している消防無線に係る基地局や移動局<sup>32</sup>を全面的に更新する必要があります。また、大災害が発生した場合、全国の消防が使用する「全国波」および「都道府県内波」が必要なため、全国的に消防のデジタル化が完了するまでの長期間、アナログ無線機能との併用期間が必要となります。そのため、多額の費用が必要になります。

ところが、「人口30万人規模の消防本部、人口50万人規模の消防本部、人口100万人規模の消防本部および人口200万人規模の消防本部における消防本部の、デジタル化に要する費用の概算と内訳」等の質問<sup>33</sup>に対して、政府は、「デジタル方式の消防救急無線の基地局の整備に要する費用は都道府県および市町村が負担することとなるが、そ



の額については、(中略)現時点で概算をお示しすることは困難である」「消防本部におけるデジタル化に要する費用についても、通信機器の価格や消防本部の消防体制等費用の算出に必要な情報が不足しているため、現時点で概算をお示しすることは困難である<sup>34</sup>」としています。

政府は、消防無線のデジタル化を進めるために、多額の費用を都道府県と市町村に押し付けるため消防の広域化を進めようとしています。しかし、経費の実態も不明なまま広域化を推し進めることは無責任です。消防無線のデジタル化は政府の責任で実施すべきものです。

31. 「電波法関係審査基準」改正(2003年10月 総務省総合通信基盤局)

32. 消防車両積載無線器および消防職員が活動中に持つ携帯無線器

33. 市町村消防の広域化に関する質問主意書(衆議院議員佐々木憲昭07年11月16日)

34. 内閣衆質168第233号 平成19年11月27日



# 6. 消防の広域化で地域の消防はどうか？

広域化により消防署と消防団の分断は、地域の消防・防災力の低下をまねく。

我が国の消防体制は、消防本部、消防署および消防団で構成しています。<sup>35</sup>

戦後自治体消防が発足した当初は、消防の主力は消防団でした。そして、常備消防が確立されるなかで、消防は「消防署」と「消防団」の共同により住民の生命・身体・財産を守ってきました。<sup>36</sup>人口10万人未満の市町村には、782,958人の消防団員が活躍しています。これは、日本の全消防団員951,069人の82%を占めています。そして、政府が広域化の対象としている人口10万人未満の消防本部において消防団が重要な位置を占めていることを示しています。

消防団員は、地域に根ざし老人等の避難困難者、建物構造、地形、水利等消防活動に必要な情報を熟知しています。そして、「自分たちの地域は自分たちで守る」崇高な郷土愛による「地域の消防・防災」の要となっています。

ところが、消防の広域化によって、消防本部から消防団が分断されてしまいます。<sup>37</sup>

消防団長は、これまで同様消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団の活動は当該市町村の規則等によって行われます。しかし消防署は、広域連合、一部事務組合または事務委託となり、

別の地方公共団体の組織となります。

火災等の災害対応は、文字通り「危機管理」です。危機管理の鉄則は、指揮命令系統の一元化です。消防署と消防団が分断されると、統制のとれた現場活動に重大な支障をきたします。

また、地方によっては過疎化と高齢化が進み、地域の消防団の役割は、火災時の消火活動にとどまらず、多様性をおびています。消防団と消防署を分断することは、消防団活動と地域のコミュニティーの衰退さえ招きかねません。



市町村消防団との連携  
地形や位置関係

35. 消防組織法第9条

36. 「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」第2次報告の概要（総務省消防庁消防課）参照

37. 消防組織法第31条



## 消防団とは

消防団は、消防組織法第9条によって消防本部および消防署と並んで消防機関の一翼となっています。市町村の消防責任は市町村にあり<sup>38</sup>、消防に必要な費用は、「当該市町村がこれを負担する<sup>39</sup>」と規定されています。しかし、多くの市町村は消防団に対する財政負担責任を十分に果たしていないため、住民または消防団幹部からの「寄付」に頼っていることが実情です。消防団は消防署と同様消防機関の一部であるため、消防団の詰め所、消防自動車および運営負担金は市町村が負担しなければなりません。

また、消防団員は、地方公務員法で特別地方公務員と規定されています。また、火災現場において消防団員には消防職員同様「消火、延焼防止、人命救助の必要があるときは、出火建物の使用制限<sup>41</sup>」、「火災現場において消防警戒区域の設定<sup>42</sup>」等の権限が与えられています。消防団の権限と活動は、地域愛と住民の安全を守る崇高な気概によるもので、地域の消防・防災の要となるものです。いざ、火災が発生したときは、深夜や休日にかかわらず出動して、消火活動等を実施します。しかし、近年消防団員が定数に満たない地域が増加しています。自営業が多数を占めていた消防団員から、勤労者が多数を占める構成になってきたことと、地域住民の高齢化などが原因です。

火災が発生した場合、消防水利の確保、延焼防止、住民の避難誘導等の活動、消防署は高度な機材や活動および指揮統制等、消防団の役割分担を明確にすることが必要です。また、消防団は、地域において自主防災組織に対する訓練の実施、救急講習の実施等を行い、地域住民にとって大切な役割を担っていることを理解した上で、消防団員募集を行うことが必要です。また、近年の多角的な消防団活動には、女性消防団員の役割が重要になっています。女性消防団員が参加しやすい制度の確立も必要です。

毎年実施される「操法大会偏重」の地域ではこれを改め、強制的な加入も改める必要があります。



38. 消防組織法第6条  
39. 消防組織法第8条  
40. 地方公務員法第3条第3項  
41. 消防組織法第29条第1項  
42. 消防組織法第28条第1項

# 7.

## それでは、自分たちの地域をどうすれば良いのか

まず、住民とともに地域の消防力の実態を知ろう。

### 自分たちの地域の消防体制の総点検しよう

それぞれの市町村において、「消防力の基準」に対する、消防署所、消防ポンプ自動車、はしご自動車または屈折はしご自動車、救助工作車、救急自動車、化学消防車、特殊車および指揮車の充足率の調査が必要です。また、消防職員数の充足率についても調査しましょう。消防職員の基準は、消防自動車の搭乗員、救急隊の隊員、救助隊の隊員、指揮隊の隊員、通信員および本部要員・予防要員ごとに定められています。

これらを調査して消防力の実態を把握することがまず大切です。なお、「消防力の基準」において、「地域の実情に応じて」減数している場合、その根拠を明確にすることが大切です。このパンフレットのP. 6～7に示す火災の時間とのメカニズムは、「消防力の基準」の根拠となるものです。この根拠がくずれる「地域の実情」による減数は認められません。

実態は、市町村役場、消防本部に問い合わせることができます。

地方議員と共同して調査することも有効です。

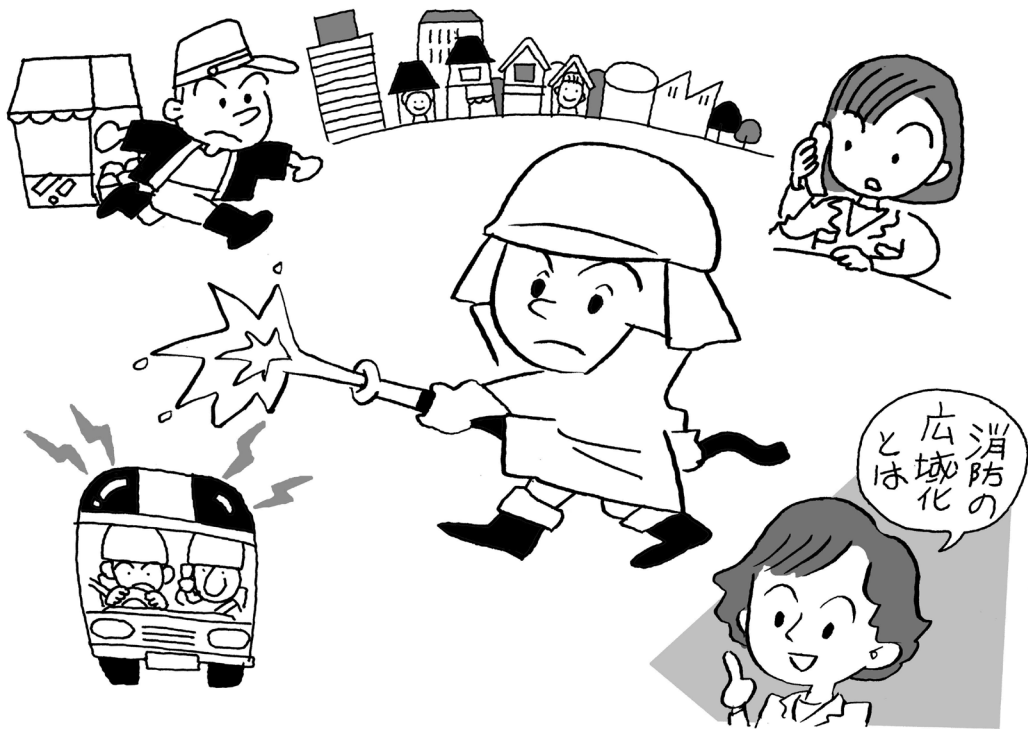
指揮隊の存在についての調査も重要です。指揮隊は、消防署の数だけ設置することと定められています。<sup>43</sup> 指揮隊の設置は、近年多発している消防職員の殉職等重大な公務災害を防止する現場活動の安全管理と、災害から住民の生命・身体・財産を守るための消防部隊を統制する重要な役割を担っています。指揮隊未設置の消防本部では、早急に設置することが求められます。

### 広域化で、地域の消防はどうなるかの検証をしよう

「消防広域化推進計画」が作成された都道府県においては、自分たちの地域の消防について、住民サービスの向上（消防部隊の増加等）、消防体制の効率化（本部要員の効率化等）および消防体制の基盤の強化（組織・人員規模の拡大、予防業務・救急業務の高度化・専門化等）の実際を検証します。特に、広域化した場合を想定し、消防自動車の到着時間を検証することが重要です。

また、地域の消防団の役割と消防署との連携についても、その実際を明らかにし、広域化によって分断される問題について検証することも必要です。

43. 消防力の整備指針第17条および第32条



## 「運営計画」作成は市町村の自主的判断で

消防の広域化は「市町村の自主的な判断で行われるもの」および「広域化を行わなかったとしても、不利益を受けることがない」との政府の回答（平成19年11月27日 佐々木憲昭衆議院議員質問主意書に対する政府回答）は、市町村の消防広域化の議論を本格的に実施する上で重要な意義を持っています。

消防の広域化は、平成24年度末までに「消防広域化運営計画」を検討して、各市町村がメリット・デメリットを自主的に判断して、参加・不参加を決定します。

「消防広域化運営計画」の作成には、次の項目等についての検討が不可欠です

- 市町村の防災に係る関係機関相互の連携
- 消防力の整備計画
- 火災種別等ごとの消防部隊の出動体制  
（遠方からの消防隊は被害の軽減とならない）
- 各市町村消防団との連携
- 経費負担

## 広範な住民、関係者の参加で「災害に強い地域づくり」を

また、これらを検討するための課題として、次の検討も必要です。

- 地形や市町村の位置関係
- 山間部・離島・人口・面積規模・都市構造・消防体制の相違
- 現行水準以上の消防体制の充実

これらの検討は、各市町村の担当者が、都道府県の指導のもとで、机上で実施するものではありません。

「消防の広域化」の自主的判断を契機として、地域の消防を強化し、災害に強い地域づくりを住民とともに行うことが大切です。消防の広域化に関する「消防広域化運営計画」策定について、徹底した情報の公開を求め広範な住民、地域の消防団、消防・医療・防災関係団体および消防職員が参画して、火災等の災害に強い地域づくりを行っていくことが重要です。

# 8.

## 住民の安全を守る消防体制をつくるために

火災等の災害から住民の生命・身体・財産を守るため、消防の広域化を総点検し、自治体消防を守り、消防体制を充実させることが大切です。

### ① 住民に密接な自治体消防を守り発展させること

地方自治の本旨は、住民生活に密接なところで発生する行政的問題は、住民にもっとも身近な行政機関、すなわち市町村が解決することに効果があります。そして、住民の要求に応えるためには、行政の窓口が住民の身近にあり、住民の声が議会に反映して改善を行っていくことが不可欠です。高齢化社会の進行等のなかで、今や国民の20数人に一人は救急車を利用しています。東海大地震、南海地震等の大災害の発生が予想されているなか、今こそ住民に密接な自治体消防を守り発展させることが大切です。

### ② 国の基準を満たす「消防力」を充実させること

現在、消防職員は全国平均で基準の75%です。しかも、国の総定員削減政策のもと全国各地で消防職員が減員されているのが実態です。消防職員の定数削減をやめさせ、消防力の基準を満たし国民の生命・身体・財産を守ることが大切です。

### ③ 大災害に対応する「市町村の相互応援協定」等の体制を充実させること

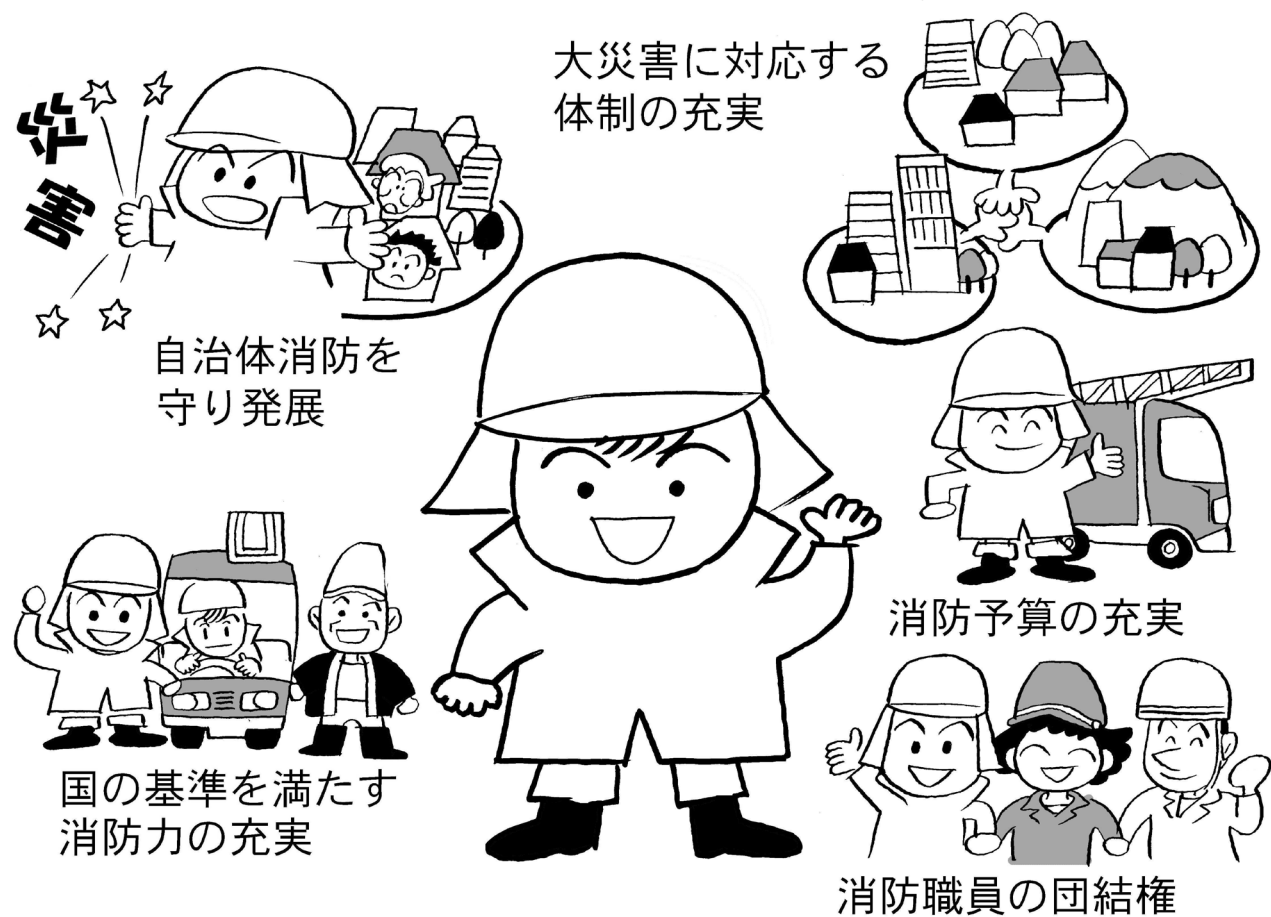
現在の自治体消防は、それぞれの都市的規模に応じて発生する火災等の災害を予測して、消防体制を整備しています。そして、同時多発火災の発生、市町村の境界付近での火災発生、または、特殊災害の発生に対して、迅速に対応する制度が確立しています。消防組織法では、隣接市町村が、相互に応援するための協定（市町村の相互応援協定）<sup>44</sup>をあらかじめ結ぶことをできるとしていません。具体的には、市町村境界の相互1または2kmに発生した火災等は、自動的に相互の消防部隊が出動するもの等です。また、同時多発火災等が発生した場合、市町村消防が相互に協力・応援し合う制度です。

大規模な災害発生には、発生した市町村が属する都道府県内の各消防本部が応援する「県内応援」<sup>45</sup>および全国から応援可能な登録4000隊からなる「緊急援助隊」の体制が法整備され、実動しています。これら、自治体消防の原則を堅持して、応援する体制の充実にこそ国と都道府県の機能を発揮させることが大切です。また、市町村

44. 消防組織法第39条1項2項

45. 消防組織法第43条





は、自分たちの地域で発生する大災害に対応する受援体制の確立を行うことも大切です。

#### ④ 国民の安全を守るため、国防予算より消防予算の充実を

市町村の職員のなかで、国が定数を定める看護師、保育士等の充足率に比べて、消防職員は75%と極めて少ないのが特徴です。全国の消防予算の総計は2兆円ですが、防衛省の予算は5兆円です。火災等の災害から国民を守るため、国の交付税を引き上げ「消防力の整備指針」に見合うものとするべきです。

国は火災等の災害から国民の生命・身体・財産を守る消防体制充実に政策を変更すべきです。

#### ⑤ 消防職員に団結権を

地方公務員法第52条により消防職員に団結権が保障されていません。団結権が保障されていない消防署では、職員が自主的組織を結成して、勉強会を実施することすら弾圧されています。また、多くの消防本部では、消防職員の出版、投稿、意見の公表を行う場合、事前の「承認」を義務つける等、初歩的な諸権利も認められていません。

市民の安全を守るためには、消防職員の「団結権」は必要です。消防職員の「団結権」は、「市民と消防職員が団結して安全な地域を作るため」、「消防職員が市民の安全を守るために団結して働きやすい環境をつくる」ために必要です。



## おわりに

自治体消防発足から昭和45年までは、市町村ごとに単独の消防の設置を進めてきました。その結果、約50%の市町村において常備消防が確立しました。しかし、住民の安全を守る観点から、常備消防が存在しない市町村を解消するため、中核となる「都市」を中心として一部事務組合または事務委託によって、進められました。一部事務組合または事務委託の消防本部では、意思決定や消防体制整備が単独の消防に比べて、問題が多いため、全国の消防長でつくる全国消防長会で、委員会を設けて「組合消防」の諸問題の解決を進めてきた経緯があります。この方式は、住民の安全を守る地方自治体の責務を果す意志から実施されたもので、現在問題となっている、国が進める「消防の広域化」とは、性格を異にします。

「消防の広域化」は、国と都道府県の補助金の削減、国と都道府県からの指示の迅速化と徹底を強化する側面があります。一方で「消防の広域化」は、住民の「安全」にとって多くの問題をはらんでいます。なぜ、この時期に政府は「消防の広域化」を打ち出してきたのでしょうか。

ここで、注目する第1は、消防の広域化と道州制です。道州制は、現在の都道府県と市町村からなる地方自治体を道・州並びに現在の都道府県と市町村の中間的な規模の行政単位に再編し、国の統制を強固にして、大幅に地方予算を軽減するものです。州は、現在の府県を大規模に統合し、それまで実施していた県の事務と一部国の事務を道州で実施することを意図するものです。しかし道州制は、あまりにも巨大な行政組織のため、住民から「顔」が見えません。そこで、顔の見える道州制とするためには、機能を分権化して現在の市町村より大きな行政組織を作る必要があります。例えば、政令指定都市、市町村の広域連合です。そこに、広域消防、地域警察、産業廃棄物処理、自然環境保全、児童福祉、生活保護を実施させ、顔の見える道州制とする計画です。そして、消防の広域化がそのモデルとなる可能性に注意が必要です。

もう一つは、国民保護法体制に関連した消防の変質があります。国民保護法第97条7項において、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない」とし、国民保護法による、武力攻撃事態等に至ったときは、「市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない」等と規定し、消防が市町村における中心的な活動部隊として位置付けられました。国民保護法は、国からの指示に対して迅速に対応する消防が必要としています。消防の広域化による国の統制強化に注意が必要です。

1. 消防組織法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 （平成18年4月11日・衆議院総務委員会）	24
2. 消防組織法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 （平成18年6月1日・衆議院総務委員会）	24
3. 消防組織法	24
4. 市町村消防の広域化に関する質問主意書（佐々木質問）	30
5. 衆議院議員佐々木憲昭君提出の 市町村消防の広域化に関する質問に対する答弁書	32
6. 衆議院予算委員会第2分科会（佐々木質問）	33
7. 蒲郡市19年度3月議会日恵野質問	37
8. 都道府県消防広域化推進計画の策定状況について	40
9. 消防職員ネットワークから自治労連への 市町村「消防広域化」について要請	41
10. 消防職員ネットワークから自治労連への 「消防職員の団結権保障の早期実現について	41
11. 自治労連書記長声明 「労働基本権の前進的専門調査委員会報告を受け、 全面的な回復に向けての取り組みを強めよう」	42
12. ILO「条約勧告適用専門家委員会報告」（2008年）	43

## 消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成18年4月11日  
参議院総務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。
- 二 市町村による広域消防運営計画

の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

- 三 消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防、防災サービスを提供できる体制を確立し住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながるものがないよう消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四 広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

## 消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成18年6月1日  
衆議院総務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。
- 二 消防の広域化は、消防署の統廃

合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

- 三 市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見

の反映が図られるよう指導すること。

四 広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため具体策を講ずること。

五 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

## 消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）

最終改正：平成一八年六月一四日法律第六四号

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条—第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条—第三十条）
- 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条—第三十五条）

- 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条—第五十二条）

附 則

### 第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員

を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

### 第二章 国の行政機関

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

(消防庁長官)

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

(消防庁の任務及び所掌事務)

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項

二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）

三 防火査察(火災の調査を含む。)、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項

四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項

五 消防職員(消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。)及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

九 消防に関する試験及び研究に関する事項

十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

十一 消防思想の普及宣伝に関する事項

十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項

十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項

十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項

十五 防災計画に基づく消防に関する計画(第二十九条において「消防計画」という。)の基準に関する事項

十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項

十七 救急業務の基準に関する事項  
十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項

十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項

二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項

二十一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、大規模地震対策特別措置法(昭和三十五年法律第七十三号)、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項

二十三 石油コンビナート等災害防止法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項

二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動に関する事項

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消防庁に属させられた事項

(教育訓練機関)

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

### 第三章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統



括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにあ

る消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常

勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

- 第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
  - 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
  - 三 消防統計及び消防情報に関する事項
  - 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
  - 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
  - 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
  - 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
  - 八 市町村の消防の相互の応援に関する計画の作成の指導に関する事項
  - 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
  - 十 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
  - 十一 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

- 第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。
- 2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

#### 第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防

運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合に於ては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

## 第五章 各機関相互間の関係等

（市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

（消防庁長官の助言、勧告及び指導）

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

（都道府県知事の勧告、指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うも

のでなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（消防庁長官に対する消防統計等の報告）

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

（警察通信施設の使用）

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

（消防、警察及び関係機関の相互協力等）

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防が行う。

（非常事態における都道府県知事の指示）

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における

指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条において「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら



求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。
- 7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

#### (緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

- 2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。
- 4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。
- 5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

#### (情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

#### (消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合には、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

#### (航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合には、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

#### (国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費

は、政令で定めるところにより、国が負担する。

- 2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

#### (国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

#### (消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

- 2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。
- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。



(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行

う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に

関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則 (略)

## 市町村消防の広域化に関する質問主意書 提出者 佐々木憲昭

平成十九年十一月十六日提出 質問第二三三三号

二〇〇六(平成十八)年六月施行の「改正消防組織法」に基づく消防の広域化が各地で進められている。三重県では、全県一元化などの統合案が浮上、その後、一元化を含む七案が提示され、県議会や各消防組合などの討議に付されている。愛知県では、現在三十七ある消防本部を九つに大削減する計画が進められている。

しかし、これらの計画に対し、様々な批判や消防力の低下を危惧する声が各地で起きているのが実状である。前掲の三重県では、「このスケジュールと内容はあまりに強引。今以上に広域になると、装備が充実するよりも対応力が低下するのではないか」「自主的というが、これまで市町村レベルでの自主的検討は行われてきているのか」(松阪地区広域消防組合全員協議会)など、批判の声が続出したと聞く(「夕刊三重」〇七年十月十六日付)。広域化案のとりまとめを依頼された同県消防長会の一員でもある消防長からも、「(広域化は)必要と考えていない」「拙速」「住民サービスが低下するのでは」などの意見が出されている。

市町村の消防力を強化し、火災等の災害から国民の生命・身体・財産を守るのが本来の消防のあり方である。ところが、今日、広域化推進のなかで生じている諸問題は、このような消防本来の使命にも相反する事態となりかねない。

以下、質問する。

一 市町村消防の広域化については「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(〇六年七月十二日、以下「広域化指針」)で、都道府

県が遅くとも平成十九年度中には広域化対象市町村の組合せまで含めた「消防広域化推進計画」(以下「推進計画」)を策定して市町村長等に示し、市町村は「五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現する」こととされている。

消防組織法や「広域化指針」では、広域化について「自主的な市町村の消防の広域化」という文言が随所で用いられている一方、対象とする市町村や期限まで明確にして広域化の「推進」を図るとしている。このことが、事実上の強制にあたるのではないかと危惧を示したわが党議員の質問に対して、政府は「広域化を強制するということではない」(〇六年六月一日、第百六十四国会衆議院総務委員会、板倉敏和消防庁長官=当時)と答弁、「法律の条文上も、市町村は、『広域化を行おうとするときは、その協議により、』『計画を作成するものとする。』としていてるところでございまして、その趣旨をあらわしていると考えております」(同前)と述べている。しかし、「推進計画」の作成期限が迫り、広域化の取り組みが進められる現場では、「もう決まったこと」「実施あるのみ」といった議論が見られ、戸惑いや批判の声が各地から聞かれるのが実状である。

そこで質問する。

(1) 政府は第百六十四国会における消防組織法改正案の国会審議において、「今回の法案でございませけれども…市町村の消防の広域化に関して…関係者が十分に議論

を行うための枠組みを準備しようとするもの」とその性格を述べている。そのうえで、「各市町村におきましては、国の基本指針、都道府県の推進計画等を参考にしながら、みずからの地域の今後の消防防災体制のあり方について十分に議論を行っていただくことを私どもは期待しております」(板倉消防庁長官=前掲)との立場を表明している。

右のことから、消防組織法と「推進計画」のもとでも、合併の必要性を判断し決定することは、本来的に市町村によるべきものであると考えるが、どうか。また、市町村がその自主的な判断によって二〇一二年度までの期間内に広域化を実施しなかった場合にも、いかなるペナルティーや不利益な扱いも受けないものと考えて、どうか。

(2) 先の法案審議では、この法案が時限立法による「新法」の形を含めて種々に議論をしたうえ、「消防の広域化というのは、一次的な課題というよりは、これから将来にわたって進めていかなければならない、そういう問題であろう」ということで、消防組織法の改正ということにした」と説明されている。このような趣旨に鑑みて、期間内に広域化を実施しなかった市町村が、その後に広域化を進めようとする場合、国、都道府県からの援助を受ける際に差別や不利益をこうむることはないか。明確な答弁を求める。

(3) わが国の消防の原則を定めた消防組織法は第三章の各条で、市町村は、当該区域における消防に責任を有し、市町村消防の管理、費用負担、消防本部等の機関の設置を行うことなどを規定している。また同法第五章では、各機関相互間の関係について「市町村の

消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」（第三十六条）と明記し、消防庁長官が都道府県並びに市町村に対して、あるいは都道府県知事が市町村に対して行うのは「助言、勧告、指導」に限ることを定めている（第三十七条、第三十八条）。

- ① このたびの広域化推進を図る「広域化指針」や「推進計画」は市町村が「参考」にするものという前掲の政府（消防庁長官）答弁に照らせば、市町村がそれに「服する」ことを求められるものではないと理解されるが、どうか。見解を示されたい。
- ② もし、「服する」ことを求めるとすれば、その根拠は何か。具体的に示されたい。
- ③ 「広域化指針」や「推進計画」は、前記消防組織法第三十七条、第三十八条の効力を有するものか。有するならば、「助言」「勧告」「指導」のいずれにあたるのか。

二 消防組織法第三十一条は「消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない」とし、これを受けて「基本指針」は「広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない」と述べている（同「指針」一の2）。

ところが政府は、二〇〇〇年一月、それまで市町村消防の最小限の施設及び人員について定めていた「消防力の基準」の全部を改定し、新たに「消防力の整備指針」（以下「整備指針」）を定めた。これにより、「最小限の基準」は「目標とすべき消防力の整備水準」とされたうえ、「施設に係る指針」の項目の各所に「諸事情（地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情）を勘案した数とする」という規定が持ち込まれた。その結果、整備すべき消防力の「目標」さえ大きく減衰させることに道が開かれた。

そうしたもとの、地域の消防に責任を負う市町村が備えるべき消防力をできるだけ早期かつ十全に整備するための要となるのは、国

の適切な予算措置である。ところが、広域化を進めることによって、人員や装備などに実体的な変化はなくても、数字上で消防力が「向上した」こととなったり、実際は減少していても、数字上、従前の水準が維持されたりする現象が生じかねない。前掲の三重県松阪地域の議会全員協議会でも同様の問題が指摘されている。同地域の広域化案で必要な「高度な車両」（はしご車、化学消防車）の最低二台は現松阪消防本部で充足しているが、広域化により実質的に水準が低下してもなお「充足している」とするのか、という問題である。

さらに深刻なのは、職員不足である。総務省の資料によれば、全国の職員の基準充足率は七五・五％となっているが、地域の不均衡に注目すると、事態は重大である。たとえば中日新聞（二〇〇六年七月九日付）の報道によると、岐阜県の東濃・可児六市の充足率は四四・八％～六五・一％である。そのため、「整備指針」で消防ポンプ自動車に搭乗する隊員数は「一台につき五人」（特に条件を備えている場合を除く）が原則とされているが、実際、各地でそれを下回る「三人乗務」の体制のまま出動させる状況が広がっている。

このように、現場の実態にそぐわない「数字合わせ」や机上のプランによって消防力を「維持」したり、わずかな「改善」を成果とすることは、厳しく戒められなければならない。

そこで質問する。

- (1) 政府は今後も「整備指針」を完全に達成することを不動の方針として堅持し、実行する立場であるか、どうか。
- (2) 全国各消防本部の消防力を、「整備指針」に示す消防力に対する充足率で示されたい。その際、警防要員、予防要員及び総務要員のそれぞれの充足率も併せて示されたい。
- (3) 消防職員は教員などとともに、国が配置基準を定める地方公務員であると理解しているが、現在、その充足率が長期にわたり全国平

均で約七五％程度にとどまっていることはきわめて重大な問題である。

- ① 職員充足率が低い水準で長年推移している原因は何か。
  - ② これを一〇〇％にまで充実させる方針は今後も堅持するのか。
  - ③ そのための具体的な方針はどのようなものか。
- (4) 市町村消防にかかわる予算の要をなす地方交付税について質問する。
- ① 消防関係費の算定基準を示されたい。
  - ② その際、消防職員について一〇〇％確保を前提にしているのかどうか、算定の根拠及び方法、数値を示されたい。
  - ③ 「整備指針」どおりに消防職員を一〇〇％充足した場合に要する地方交付税の額はいくらになるか、今年度の数値で示されたい。
- (5) 総務省消防庁（消防広域化推進本部）が示している「消防広域化推進関係資料集」（二〇〇七年四月）にある「将来人口減少に伴う消防職員数の変化」について質問する。
- ① ここに掲げるAからIの各消防本部中にある消防職員数を、「整備指針」で算定した場合の人員はいくらになるかを示されたい。
  - ② 右記AからIの消防本部が単一消防本部となった場合の消防力について、広域化前と広域化後の対比で示されたい。
- 三 人口三十万人規模の消防本部と人口五万人規模の消防本部が「市町村の広域化」により同一の消防本部となった場合には、人口五万人規模の消防職員の「階級」に変動を生じることとなると思われるが、どうか。あわせて、「階級」の変動が生ずる場合の、消防本部間の規模の格差に係る基準を示されたい。
- 四 消防無線のデジタル化整備には、基地局及び移動局（消防自動車積載無線、携帯無線等）等の更新が必要となる。以下、関連して質問する。
- (1) 都道府県を一つのブロックとした場合のデジタル化基地局に要する費用の概算及びその費用を負担する機関を示されたい。

(2) 人口三十万人規模の消防本部、人口五十万人規模の消防本部、人口百万人規模の消防本部及び人口二百万人規模の消防本部における

消防本部の、デジタル化に要する費用の概算と内訳がどのように見込まれているかを示されたい。

右質問する。

## 衆議院議員佐々木憲昭君提出の市町村消防の広域化に関する質問に対する答弁書

平成十九年十一月二十七日受領 答弁第二三三号

内閣衆質一六八第二三三号  
平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田康夫

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出市町村消防の広域化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

32

一の(1)及び(2)について

消防の広域化は市町村の自主的な判断により行われるものであり、市町村が消防の広域化を行わなかったとしても、そのことにより不利益な扱いを受けることとなるものではない。

また、消防の広域化は、その着実な推進を図るため、平成二十四年度までを当面の推進期間としてしているところであるが、当該期限後の市町村に対する援助の具体的内容については、今後、広域化の進捗状況等を踏まえ、検討されることとなる。

一の(3)の①及び②について

消防の広域化は市町村の自主的な判断により行われるものであり、市町村は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十二条第一項に規定する基本指針(以下「基本指針」という。)及び同法第三十三条第一項に規定する推進計画(以下「推進計画」という。)に拘束されるものではない。

一の(3)の③について

お尋ねの「消防組織法第三十七条、第三十八条の効力を有する」の趣旨が必ずしも明らかではないが、

基本指針及び推進計画の策定は、消防組織法第三十二条及び第三十三条に基づき行われるものであり、同法第三十七条及び第三十八条の「助言」、「勧告」及び「指導」として行われるものではない。

二の(1)並びに(3)の②及び③について

「消防力の整備指針」(平成十二年消防庁告示第一号。以下「整備指針」という。)は、市町村の消防に必要な施設及び人員(以下「消防力」という。)に関する具体的な水準等を専門的・技術的観点から示しているものである。

政府としては、各市町村が整備指針の趣旨を十分理解し、整備指針に定める消防力が確保されるよう、助言や支援をしまいたい。

二の(2)について

消防庁が実施している消防施設整備計画実態調査(以下「実態調査」という。)は、全国の消防力の整備状況の実体把握を目的としており、全国の数値を合計した場合の充足率については公表しているが、個別の消防本部の充足率については、放火やテロ行為等を誘発するおそれがあることから公表しない扱いとしており、お示しすることは差し控えた。

二の(3)の①について

全国の消防職員の充足率が七十五パーセント程度で推移しているのは、各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理等により、大幅な消防職員の増加が困難なことによるものと考えている。

二の(4)の①について

普通交付税の基準財政需要額における消防費の額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十一条から第十三条までの規定に基づき、各地方団体の人口の数に補正を加え、補正後の人口に消防費の単位費用である一万五百円を乗じることにより算定している。

二の(4)の②について

普通交付税の算定に用いる消防費の単位費用は、消防職員数の実態を踏まえて地方財政計画に計上した消防職員数を基礎として、標準的な条件を備えた人口十万人の地方団体における消防職員数が百十九人であるものとして積算している。

二の(4)の③について

お尋ねの額を算定するためには消防費の単位費用や補正係数を新たに定める必要があるが、単位費用の積算基礎のうち消防職員の増員に伴い間接的に増加する費用の額等を見込むことは困難であり、また、単位費用が定まらない限り補正係数を定めることもできないことから、今年度の数値をお示しすることは困難である。

二の(5)の①について

実態調査はおおむね三年ごとに実施しており、平成十七年四月一日現在における市町村ごとの整備指針に基づく消防職員数については把握していないため、お示しすることはできない。なお、平成十八年四月一日現在のものについては把握しているが、個別の団体名が推測され得るため、二の(2)についてでお答えした理由により、お示しすることは差し控えた。

二の(5)の②について

AからIの消防本部は、将来の人口減少に伴う消防職員数の推計を例示するため管轄区域の人口規模別に任意に抽出したもので、一道六県に



所在するものであることから、これらの消防本部が広域化により一の消防本部となることは考えられず、お尋ねの対比をお示しすることは困難である。

三について

お尋ねの場合の広域化後の消防の階級は、消防組織法第十六条第二項の規定に基づき、広域化後の人口又は消防吏員数を基準として、市町村の規則で定めることとなるが、個別

の消防吏員にどのような階級を与えるかは、当該消防吏員の職務、経歴及び能力等を勘案し、市町村において適切に判断されるものと考えている。

四の（１）について

デジタル方式の消防救急無線の基地局の整備に要する費用は都道府県及び市町村が負担することとなるが、その額については、通信機器の価格や消防本部の消防体制等費用の

算出に必要な情報が不足しているため、現時点で概算をお示しすることは困難である。

四の（２）について

消防本部におけるデジタル化に要する費用についても、通信機器の価格や消防本部の消防体制等費用の算出に必要な情報が不足しているため、現時点で概算をお示しすることは困難である。

## 衆議院予算委員会第2分科会（佐々木質問）

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木（憲）分科員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

きょうは、先ほども触れておりましたが、消防の広域化の問題についてお聞きしたいと思います。

平成十八年施行の改正消防組織法に基づきまして、今、消防の広域化というのが進められております。市町村消防の広域化については、広域化に関する基本指針で、都道府県が、遅くとも平成十九年度中には、広域化対象市町村の組み合わせまで含めた消防広域化推進計画というのを策定するとされております。

初めに確認をしたいんですが、現在、全国で、推進計画を定めた県、これは何県あるでしょうか。

○荒木政府参考人 お答えいたします。

平成二十年二月二十六日現在、長野県及び千葉県の二県におきまして、広域化推進計画が策定されたところでございます。

その他の都道府県におきましても、市町村、消防関係機関、学識経験者などから成ります協議機関を設けまして検討を行うなど、計画策定に向けまして鋭意取り組んでいるところでございます。

○佐々木（憲）分科員 この法制定当時、総務委員会で、当時の消防庁長官は、「広域化を強制することではない」、こういう答弁をされています。そして、「法律の条文

上も、市町村は、「広域化を行おうとするときは、その協議により、」 「計画を作成するものとする。」とされているところございまして、その趣旨をあらわしている」、こう述べているわけですね。

つまり、広域化を行うかどうか、これはあくまでも市町村の自主的判断で行うものであるという答弁だと思いますが、これは間違いありませんね。

○荒木政府参考人 平成十八年の消防組織法の改正は、消防防災体制の充実強化を図りますため、市町村の消防の広域化に関しまして、都道府県、市町村、消防本部等の関係者が十分に議論を行うための枠組みを準備したものでございます。

各市町村におきましては、みずからの地域の今後の消防防災体制のあり方について検討を行い、消防の広域化を行うという判断に至った場合には、関係市町村の協議によりまして広域消防運営計画を作成し広域化を行うものであり、広域化を強制するものではないところでございます。

○佐々木（憲）分科員 火災などから住民の生命、身体、財産を守るというのが本来の消防のあり方であり、大変重要な役割だと思います。

自分たちの町が広域化でこれからどうなるのかということを決めるのは、市町村、住民自身の判断が基本であるということだと思います。

昨年十一月、私も質問主意書を提出いたしました。政府から出た答弁書では、消防広域化は市町村の自主的な判断により行われるものとし、その際、広域化の基本指針や推進計画に各市町村は拘束されるものではないということを明言しているわけでありました。

大臣、この答弁書、これは間違いございませんね。

○増田国務大臣 消防の広域化は、市町村の自主的な判断ということでございまして、国の基本指針や、冒頭お話がありました都道府県の推進計画に拘束されるものではない、こういうものでございます。

○佐々木（憲）分科員 そういうことを踏まえまして、都道府県が推進計画をつくったとしても、各市町村にそれを押しつけるのではなくて、広域化に参加するか否かというのはそれぞれの市町村の自主的な判断である、国も県もそれを保障する。大臣、こういう理解でよろしいですね。

○増田国務大臣 これは、せんじ詰めれば、広域化は市町村の自主的な判断。ただ、私どもは、各市町村において、今後の消防力強化という観点から、広域化ということについては積極的に検討を行っていただきたい、そういうことを期待しておりますし、今真摯に検討が行われている。

こういうことですが、やはり、地域に根差す、こうしたものでございますので、消防の広域化は市町村の自主的な判断により行われるものである、こういうものでございます。



○佐々木(憲)分科員 次に、火災発生メカニズムと対応という点についてお聞きしたいと思います。

例えば、ある木造住宅から火災が発生した場合、放置しておく、全焼するまでに何分程度かかるものか。また、それに間に合うように消火活動を行うとすると、発生後何分以内に消火活動を開始すればいいか。この点、基本的なことですが、お聞きをしておきたいと思います。

○荒木政府参考人 お答えします。

お尋ねがございました、住宅火災が全焼するまでの時間でございますが、なかなか難しい問題かと思えますが、住宅の規模や構造、出火場所や住宅の中の収容物、どんな家具があるかというような、その収容物、あるいはそのときの気象条件、こういったことによりましてかなり左右されることから、一義的にお答えするのはなかなか難しいのではないかと思います。

しかしながら、一般的に、先着の消防隊が放水を開始するまでの所要時間が六分半を超える状況になりますと、急激に延焼率が高まるということがございまして、火元建築物一棟の独立火災にとどめるためには、消防隊は出動後六分半以内に消火活動を実施することが望ましいということで、消防庁が定めております消防力整備指針におきましては、これをもとに署所の配置等の基準を定めていただいております。

○佐々木(憲)分科員 住宅が密集しているようなところで火災が発生した場合に、風下に延焼するという場合、どういうメカニズムになるのか。それから、四方面に延焼するという場合はどういう状況なのか。あるいは、フラッシュオーバーというようなことも聞きますけれども、それは一体どういう現象で、何分ぐらいそれに至るまでかかるのか。その辺のことについてお聞きしたいと思います。

○荒木政府参考人 火災の延焼現象でございますが、これは、熱が伝わる輻射、輻射熱によるもの、また炎が接する接炎、それから火が飛び散る飛び火、こういったものによりまして、あるいはまたこれらの組み合わせによって生じるものでございます。

一般的に、住宅が密集している地域におきましては、隣接した建物との間隔が狭く、また、旧来の裸木造の住宅、木が外へ出ている古来の日本の木造建築、こういった住宅などの防火性の低い建築物から延焼していくということが推測されるところでございます。

次に、フラッシュオーバーについてのお尋ねがございましたが、これは爆発現象の一つでありまして、火災の初期の段階で発生した多量の可燃性ガスが室内に充満しているところに、例えばドアをあけて空気が一気に流れ込む、そういったことによりまして室内の空気が一定以上になりましたときに爆発的に燃焼が起りまして、極めて短時間で部屋全体が炎に包まれる、この現象を指して言います。

着火してからフラッシュオーバーまでの時間の長短につきましては、内装材料の種類、室内の可燃物品の量、空気の流入条件等によりまして大きく異なるところでございますが、目安として申し上げますと、ベニヤ等の可燃内装材で三分程度、難燃合板等の燃えにくい材料である難燃材の場合ですと四分から五分ぐらい、石こうボード等の不燃材などですと六分ないし八分とされているところでございます。

○佐々木(憲)分科員 延焼する場合、風下の住宅、それから隣接する四方面に延焼する、この場合は、時間はどの程度と一般論で考えられていますか。

○荒木政府参考人 現在、手元に具体的な資料を持ち合わせておりませんが、一般的に申しまして、建物との間隔、それと風向、さらには風下にあります建物が先ほども申しましたように燃えやすい建物かどうか、それによっても異なりますので、いろいろなケースに応じて、それぞれ具体的なケースごとにかかる時間は検討する必要があらうかと考えます。

○佐々木(憲)分科員 私が聞いているところによりますと、一般的には、二方面に延焼する場合は八分ぐらいだとか、あるいは四方面で十一分ぐらいだとかという数字を聞きますが、大体そんなふうな理解でよろしいですか。

○荒木政府参考人 先ほども申しま

したように、消防力の基準で根拠にしています六分半というのがございましたが、これまでの経験等を踏まえましてその時間を一つの目安にしておりますが、それから考えましても、今委員の御指摘の時間はある程度現実的なものではないか、このように思うところでございます。

○佐々木(憲)分科員 消防力の整備指針というものに基づいて今説明をされていると思えますけれども、火災発生から六分半以内に消火活動を実施しなければならぬ。それから、八分以内に周辺の建物の延焼を防止するために、一消防自動車から同時に二線のホースを延長し、二方向の延焼防止を可能とするため、一消防自動車の隊員を五名というふうに規定している。これは間違いありませんか。

○荒木政府参考人 そのとおりでございます。

○佐々木(憲)分科員 火災現場での指揮系統の問題ですけれども、現場で、消防署、それから消防団、それが同時に消火に当たるという場合、指揮系統というのはどのようになりますでしょうか。

○荒木政府参考人 火災その他の災害時の消防活動を迅速かつ効果的に行いますためには、消防機関相互の指揮命令系統を一元化しておくことが必要でございますことから、消防組織法第十八条第三項の規定では、「消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する」とされているところでございます。

これを踏まえまして、各消防本部や消防学校におきましては、消防団を含めた訓練、研修等に日ごろから取り組んでいるところでございます。

○佐々木(憲)分科員 統一した指揮下で両方とも行動する、こういう理解でよろしいですね。

○荒木政府参考人 そのとおりでございます。

○佐々木(憲)分科員 そこで、広域化との関連でお聞きをしますけれども、広域化によって消防署が広域的統合されるのか、消防本部が統合されるのか。それから、消防団というのはその際どのようになるのか。この関係についてお聞きしたいと思います。

○**荒木政府参考人** 消防団につきましても、市町村消防の広域化がされた場合にも広域化の対象とはされておらず、市町村ごとの設置が基本となりますため、広域化後の消防本部と消防団の緊密な連携を確保することが必要であるというふうに考えております。

○**佐々木(憲)分科員** 消防本部というものが、例えば自治体にそれぞれ一つずつある、それが、三つの自治体が広域化で統合された場合、消防本部はどこか一つに統合される。

そうしますと、消防団はそれぞれの地域で従来どおり活動するということになり、日常的な連携というものが薄れてくるのではないかと、火災発生の際の連携というのはうまくいくのかどうか、疑問に思うわけです。現場に直ちに駆けつけるということが可能なのかどうか。この点、お聞きしたいと思います。

○**荒木政府参考人** 消防の広域化が推進されます際に、ただいま委員の御指摘のありました点は極めて重要な点でございますので、そのために、例えば、常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長をあらかじめ指名する、あるいは各消防団と常備消防との合同訓練等を実施する、さらには各消防署に管轄区域の消防団との連絡調整担当を配置することや定例的な連絡会議を開催する、こういった方策を地域の实情に応じて積極的に講じていくことが必要であると考えております。

○**佐々木(憲)分科員** 先ほど火災発生メカニズムについてお聞きしたわけですが、六分半以内に駆けつけることが必要であると。そういう状況が求められているにもかかわらず、広域化されて、消防本部が遠いところに移る。

その場合、今、連絡調整をどうするか、合同訓練だとか会議だとかいろいろ言われました。それはそれで必要なことかもしれませんが、問題は、火災が発生したときに直ちに現場に駆けつけて対応する、しかも、統一的な指揮のもとでそれをやらなければならない。しかも、短時間ですね、六分半以内というのは。

そういう状況を考えますと、広域化することが、短時間で駆けつける

ということと相反する方向に行くのではないかと。広域化すれば、広い地域だから消防車がたくさん現場に駆けつけることができる、今まで一台だったのが、三台も五台も行けると。しかし、問題は時間ですから、時間に間に合うように行けるというのはその近くにいななければいけないわけです。その辺の対応が私は非常に問題になってくるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**荒木政府参考人** ただいまの御懸念の点でございますが、消防の広域化が図られます際に、ぜひ御理解いただきたいのは、現在あります消防署あるいは支署、これについては、基本的には従前どおりということで御認識いただきたいと存じます。したがって、御心配いただいております、駆けつける時間が長くなる、そういったことは現実には起こり得ない。

むしろ、先ほど来申しておりますように、指揮命令系統が一元化されますし、今委員からお話ございましたように、駆けつける消防車の数も、今までですと、別の市町村ですから、別の本部でありますと広域応援という形になりますが、広域化されますと、指揮命令が一つですから、本部からの指令で一斉に近隣の消防車が駆けつけるということであり、火災があった際の初期消火の時間が延びることはありませんし、初期消火のパワーがアップするということに多くの地域でなってくると思っていますので、私ども、この消防の広域化は、地域住民の生命、身体、財産をしっかりと守る上で極めて意義のある有効なものであるというふうに考えているところでございます。

○**佐々木(憲)分科員** 問題は、その地域の消防力というものがしっかりと強化されているかどうかというのが基本だと思います。

広域化したら何かうまくいくというものではないと思うんですね。六分以内に駆けつけなきゃならぬところを、遠いところから二十分で駆けつけたって、これは意味がないわけですから。そういう点でいいますと、その地域の例えば消防団、先ほども少し議論がありましたが、これをどれだけしっかりしたものにして

いくか、その支援というものがどうか、これが非常に大事だと思うんです。

そこで確認したいんですけれども、消防団の現在の人数、それから過去最高時はどのぐらいいたか、その数字を確認しておきたいと思えます。

○**荒木政府参考人** 消防団員の数でございますが、平成十九年四月一日現在で全国で八十九万二千八百九十三人でございます。

過去のピーク時でございますが、私が今現在手元に持っております資料が昭和三十一年までのものでございますので、この資料では昭和三十一年がピークでございます、百八十三万人でございます。後ほどまた御報告させていただきますけれども、昭和二十年後半では、二百万人を超えている時期がございました。

○**佐々木(憲)分科員** 過去最高が昭和二十年後半で二百万人を超えていた、現在八十九万というのは、地域の消防力という観点からいいますと非常に後退していると思うんですね。

そこで確認ですが、人口に対する消防団員の比率、これを確認したいと思えます。

例えば、消防が常備されていない町村、この人口比はどうなっているか。それから、消防が常備されている市町村の場合、一万人未満の人口のところ、それから一万人から二万人、二万人から十万人、十万人から百万人、それから政令指定都市、それぞれの、概数で結構です、推計で結構ですが、比率をお答えいただきたいと思えます。

○**荒木政府参考人** 住民基本台帳人口に対します消防団員の比率でございますが、平成十九年四月一日現在で申し上げますと、この数字はまだ精査中でございますので速報的なものということでお聞き取りいただきたいと思えますが、まず、消防が非常備の町村につきましてもは四・三％程度。消防が常備の市町村につきましてもは、人口段階別に申しますと、人口一万人未満の市町村では三・〇％程度、人口一万人以上二万人未満では二・一％程度、人口二万人以上十万人未満では一・二％程度、人口



十万人以上百万人未満では〇・四％程度、政令指定都市では〇・二％程度。総平均、全国平均ですと〇・七二％という状況でございます。

○佐々木（憲）分科員 今数字を確認したんですが、やはり小さな自治体ほど消防団員の比率というのは非常に高いわけですね。全国的には非常に後退しておりますけれども、しかし、地域を支える消防団の役割というのは弱小の自治体になればなるほど大変大きなものがあるということが確認できると思うんです。

消防力の現状を考えますと、消防団あるいは地域の消防署の職員、その人員の確保とか能力の向上というのは非常に大事だというふうに思います。そこで、私は昨年の質問主意書で確認したんですが、政府の答弁で、「整備指針に定める消防力が確保されるよう、助言や支援をしてみたい。」こういうふうな答弁されました。

現在充足率が一〇〇％に達していないと思いますけれども、この充足率が今どのくらいあるのか、それから、達成するための方策、これは一体どう考えているのか。その原因と方策についてお聞きしたいと思います。

○荒木政府参考人 消防力の整備指針に対します消防職員の充足率につきましては、七五％程度で推移している状況でございます。平成十八年四月一日現在で申しますと七六％でございます。

このような状況でございます背景としましては、各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理等により、大幅な職員の増加を図ることが困難なことによるものと考えているところでございます。

しかしながら、地方公務員全体の数が平成十四年から平成十九年の間に六・一％減少している中で、消防職員につきましてはこの間に一・九％増加を見ているところでございまして、大変厳しい財政状況の中でございまして、地域の安全、安心を守るために、各市町村におきましても、消防行政への担当する職員の配置につきましては十分な配慮をいただいている、努力をいただいているところという認識を持っております。

○佐々木（憲）分科員 これは、公務員が減らされているのも問題ですが、消防団のふえ方についても微々たるものなんです。充足率が七五％程度という状況は、やはり私は非常に重大な事態だと思います。これをどういうふうにするのか。

大臣、充足率がこの程度だという理由、これは財政力というのが非常に大きな要因となっているのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

○増田国務大臣 やはり消防職員、消防団員の数をきちんと確保して、そして地域の消防力を向上させなければいかぬ。その意味で、各市町村もいろいろ努力をいただいておりますが、近年、特に今御指摘をいただきました非常に人口の小さなところで、市町村、特に町村ですね、そうしたところの財政状況が大変厳しくなっている。これは交付税が急激に減ってきているということにもあらわれているわけですが、大変厳しい状況であるということには私も認識をしておりますので、この点については、今回も交付税を久方ぶりに増額いたしました。そういったことによってもこうした一般的な防災あるいは治安などに関係してくる部分については私もきちんと見る、こういう必要があるというふうに思っています。

この点は重々認識をしておりますので、今後もそうしたことについて努力をしていきたいと考えます。

○佐々木（憲）分科員 例えば、具体的な例で申し上げますと、鈴鹿市の消防署の場合、各分署では、救急車の出動が一日数回ある。必ず三人が乗車します。しかし、そのときに火災出動が重なる場合、消防車一台に二人しか乗れない、また消防車が出せない事態も起こる。あるいは、岐阜県の東濃・可児六市の充足率でございますと、四四・八％から六五・一％。そのため、整備指針では一台につき五人とされていますけれども、三人体制という出動が広がっている。こういう状況なんですね。

ですから、整備指針で一台五人というのは、これはもう消火活動の基本なんです。それが大幅に欠けてし

まいますと、三人とか二人、これは、先ほど時間が、仮に六・五分以内に着いたとしても、十分な消火活動ができないということになります。

それから、消防団の方も、これも先ほどの御答弁にありましたように非常に重要でありまして、財政基盤が弱い町村の育成強化という点については特別の予算措置、これがやはり求められるというふうに思いますが、大臣の決意、予算の面での支援というのを、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○増田国務大臣 特に消防力の関係につきましては、やはり防災という観点からも大変重要でございますし、これまでいろいろな面で環境の整備に努めてまいりました。

さらに、財政の関係ですね。財政の関係も、私は、特に財政力の弱いところでこうしたところに不安が出てくるというのは、やはり住民の皆さん方にとりましても大変心配だろうと思っておりますので、今回交付税等の増額等も行われました、なおそうした面についての手当てというのは、地域の実情をさらによく踏まえた上でいろいろ努力をしていきたい。

やはり、こういった防災関係についてきちんとした対応をとることが大変重要でございますので、その点についてはなお一層努力を図っていきたい、このように考えます。

○佐々木（憲）分科員 広域化というところに力を入れるよりも、私は、むしろ消防団とか消防署の、地域の、特に弱小自治体のなかなか財政力が伴わないところに国はもっと力を入れるべきだという点を最後に強調して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○田野瀬主査 これにて佐々木憲昭君の質疑は終了いたしました。

## 蒲都市19年度3月議会日恵野質問

○伊藤勝美副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進行いたします。

日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 議長に発言の許可をいただきましたので、通告の順に一般質問を行います。

初めに消防の広域化について伺います。

消防の広域化については新聞にも大きく取り上げられ、市民の関心が高いことを示しています。私は地域の新年会、老人クラブ、総代さんたちに消防広域化の案を説明してきました。どこでも広大な東三河で1つの消防本部にすることは心配だと言われます。

政府は一昨年5月に消防組織法を改正し、消防の広域化を推進することとしました。しかし、ことし、2008年2月26日現在、全国都道府県のうち長野県と千葉県で広域化推進計画が作成されたに過ぎません。これは安全な市民生活に直結する自分たちのまちの消防体制を変更するには解決しなければならない問題が多く、簡単には進まないことを示しています。

愛知県においてはまだ広域化推進計画が決定されていません。日本共産党蒲都市議団は2月6日、愛知県の広域化推進計画及び広域消防運営計画が策定されていない段階で、市長に対し消防広域化に同意しないよう申し入れを行いました。市長は愛知県広域化推進計画（案）に対して、「広域化には市民サービスの向上がなければならない」と表明したことが土屋議員への答弁で明らかにされました。ここで回答全文を読み上げていただくようお願いいたします。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 全文ですか。

○日恵野佳代議員 はい。

○宮瀬慈紀消防長 「消防広域化の再編が新聞紙上等、メディアによる公表や一部の広域化反対派による市民への新聞折り込み等により、市民は蒲郡消防の行方に不安を募らせて

いるのが現状であります。愛知県の示す消防広域化推進計画（案）の組み合わせについては、協議の場には参加するが市民サービスの向上に寄与しなければ広域化には反対である」。

以上でございます。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 ありがとうございます。次に、火災の燃え広がりに方について、具体的な事例で消防長に確認をしてみたいです。

標準的な木造2階建民家から出火した場合、建物全体に火が回るフラッシュ・オーバー現象は一般的には7分以内に発生すると認識していますが、その認識でよろしいでしょうか。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 はい、そのとおりでございます。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 ありがとうございます。それでは、続けて延焼について確認をしておきます。

以前にも使ったパネルです。ごらんください。この真ん中の建物が出火をしています。この絵によると多分風が下の方から吹いているように火が渦を巻いています。この場合に出火建物に隣接している2方面、風の向きからいうとこれとこれだと思えますけれども、この2方面に延焼する時間は8分、隣接する4方面、全部ですね、これに延焼する場合には11分と認識しておりますが、それでよろしいですか。お答えください。こちらの人にもちょっと見せませう。この図です。お願いします。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 はい、そのとおりでございます。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 今の消防長の答弁によって時間がたつほど火事が大きくなり、被害が広がることが確認されました。

続けて消防長にお伺いします。広域化すると、火災の際に一斉に近隣の消防署からも駆けつけるので、初期消火がパワーアップすると国は説明しています。仮に三谷地域で火災が発生し、広域化によって豊橋からも消防自動車がある場合、三谷に最短距離にある前芝の出張所から緊急走行で20分前後、豊橋中消防署からは30分はかかるとは思われますが、この認識でよろしいでしょうか。お答えください。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 交通事情のぐあいもありますが、おおむねその程度だと思っておりますが、仮に豊橋というより、隣の豊川、御津にも消防がございますので、そちらの方からも来る可能性があります。

以上です。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 はい、ありがとうございます。それは当然です。市民は火災が発生したときはすぐに必要な数の消防自動車が駆けつけ、消火してくれることを望んでいます。今の消防長の答弁によって、20分や30分後にたくさんの消防隊が到着しても、被害の軽減には役立たないことを指摘しておきます。広域化すれば単純にメリットがあるというものではありません。遠くの消防より地域の消防署、消防団の充実が必要で

次に市長に消防署と消防団について伺います。

蒲都市の消防体制は1消防署・2出張所の常備消防と、9分団27班362名の団員からなる消防団によって構成されています。蒲都市の消防体制上の要職である消防長と消防団長は市長が任命することになっております。これは市長の消防責任と市長の消防の管理を行うための法規定と理解していますが、そのとおりでしょうか。お答えください。

○伊藤勝美副議長 市長。

○金原久雄市長 はい、そのとおりであります。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 ありがとうございます。今の答弁で明らかになったことは、蒲都市の消防は消防署と消



防団が一体となって市民を守る体制になっていることです。そして、実際の火災等の災害に対して、現在は消防署と消防団が一体となった統一した指揮系統によって活動しています。

消防長に改めて確認します。広域化になれば消防署は広域化に移行し、消防団は市に残ることになるのですね。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 はい、そのとおりです。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 今の消防長の答弁によって、消防の広域化が実現すると消防署と消防団が組織的に分断され、火災等の災害現場において統一的指揮のもとに活動することが困難になると予測されます。

さて、12月議会で私は市長が県に回答を出す前に議会や消防職員に説明をし、意見を聞くべきと申し上げました。しかし、いまだに説明がありません。

市長に伺います。広域化を決定する手順は、愛知県広域化推進計画が作成されますと、広域消防運営計画を2013年3月末日までをめぐりに作成し、広域化に参加する場合、広域消防運営計画を吟味して、議会の議決によって決定すること、すなわち新しい地方自治体に本市の事務の一部を移管する場合、議会の議決が地方自治法上必要になってきます。

また、増田総務大臣は2月27日の衆議院予算委員会第2分科会において、我が党の佐々木憲昭議員との質疑において、「市町村は都道府県の推進計画に拘束されるものではない。広域化は市町村の自主的な判断。今後の消防力強化という観点から積極的に検討を行っていただきたい」と答弁しています。この議論で明確になっていることは、すなわち広域化推進計画及び広域消防運営計画作成の協議に参加したとしても、このことをもって広域化参加の意思決定ではないということです。これについて、市長のご認識をお答えください。

○伊藤勝美副議長 市長。

○金原久雄市長 あくまでも市町村の自主的判断であると言われます

が、かつて合併の議論のときにもスタートはそうでありましたが、最後は1万人以下は早くやれというような事実もあります。

そここのところを見きわめながら判断したいと思っております。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 ちょっとよく理解をしていただけなかったような気がするのですが、協議に参加することと広域化決定はイコールではないということが国会でも確認されていますので、その後どうなるかという話ではないのです。今現時点で市長は協議に参加するというを県に対して表明をされていますが、それがイコール広域化決定ではないということを確認したいと思っております。

○伊藤勝美副議長 市長。

○金原久雄市長 先ほど冒頭に文書で答えたのを全文、消防長が読み上げました。あのとおりであります。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 ありがとうございます。協議に参加することが広域化に参加する決定ではないということを確認いたしました。

市民の中には「協議に参加する」と市長が返事をしたと聞いて、「広域化を決定したのか」と誤解をしてみえる方がありました。市民の代表である議会にも全く説明をしないのが誤解のもとです。議会及び消防職員に説明する予定について、改めて伺います。

○伊藤勝美副議長 消防長。

○宮瀬慈紀消防長 12月議会でご答弁申し上げた説明をするということについて、約束をたがえてしまったということについては、まことに申しわけないと思っております。

ただ1点、1月25日から2月26日までに愛知県が広域化に対するパブリック・コメントをやっております。その資料と私どもが持っている資料と全く同一でございましたので、それ以上の資料がないということで説明は特に行わなかったということでございます。ただ、市民の方々に対して説明というよりは、3月1日号におきまして広報に広域化のことを載せさせておりますので、その辺は一般の市民の方もそれなり

の、理解ということまではいかないけれども、広域化についてのこういう話があるというようなことの周知はしてきたつもりでございます。

今後のことにつきましては、愛知県が案をとりました推進計画が決まりまして、しかるべき時期には説明をしたいと思っております。それにつきましては、その部分について、こういうふうになりましたということではなくて、将来に向かって協議をどのようにするかというような目鼻が立ったときをめぐりと考えております。

以上です。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日恵野佳代議員 パブリック・コメントがあるから全然、説明をしないでいいというのは理由になりません。豊橋市議会においても議員に対して県の資料と、市長が県にどういう返事をしたかという資料を事前に配って説明会を持っているのです。

広報に載せていただいたということと、一定話が今後どういうふうにやっていくかということで説明をしていきたいということですので、そこに話を移したいと思っております。

広域の協議の持ち方、それから情報公開について伺ってまいります。

広報消防運営計画によって何を計画するかですが、愛知県消防広域化推進計画について、報告案には市町村の防災にかかる関係機関相互の連携の確保に関する事項、必要な消防力の整備計画、出勤態勢、これはちなみに東三河の5消防本部の出勤態勢は同じものではありません。消防団との連携、経費負担等13項目が挙げられています。しかも策定に当たっての課題として、地形や市町村の位置関係、奥三河、新城から渥美半島、蒲郡までの地形や位置関係です。山間部、離島、人口・面積規模、財政力、都市構造、消防体制の違いに配慮した組織・運営体制、消防署所の配置など消防力の現行維持や現行水準以上の消防体制の充実強化など9項目が挙げられています。これらをすべて検討・調整して市民の安全を守る消防がいかにあるべきかを検証し、広域消防に参加、不参加を最終的に議会で決定していくこととなります。この検討は市民生活に極めて直結しているものであるた

め、市役所の担当職員が市民の見えないところで事務的机上で行うものではないと考えます。そこで市長にお伺いします。

広域消防運営計画の協議に参加する場合、徹底した情報公開と市民の参画、例えば消防団や消防職員、地域住民、消防防災、医療関係者等による公開の蒲郡市広域消防運営検討委員会などが必要と考えます。市長

のご見解を伺います。

○伊藤勝美副議長 市長。

○金原久雄市長 そのようになるかと思えます。

○伊藤勝美副議長 日恵野佳代議員。

○日野恵佳代議員 ありがとうございます。蒲郡は豊かな自然を持ち、歴史、文化、観光、産業が存在をしています。かけがえのない市民

の生命、身体、財産を火災等の災害から守るため、私たちの先人は消防団を初めとする地域の消防防災コミュニティを築き、大事にしてきました。日本共産党は市民の皆さんとともに蒲郡を守り、発展させるために、地域の消防力の強化にこれからも全力を尽くすことを申し上げて、消防の質問を終わります。

## 都道府県消防広域化推進計画の策定状況について

【総括表】

平成20年4月1日現在

計画策定済 都道府県数	計画策定済都道府県名
30	北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良、島根、岡山、広島、香川、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(参考)

○ 30団体の推進計画のうち、広域化対象市町村の組合せを都道府県全域を管轄区域とする1の消防本部としている都道府県は8団体。

○ 30団体の推進計画に基づき、消防広域化が実現した場合、非常備町村(平成19年4月1日現在全国で12都府県40町村)が、9府県29団体解消される見込み。

上記以外の都道府県においても、計画策定に向け鋭意取組中。

### 【策定済都道府県の状況】

平成20年4月1日現在

都道府県名	推進計画策定状況	消防本部数		備 考
		平成19年4月1日現在	推進計画で示された 消防本部数	
北海道	平成20年3月31日策定	68	21	
青森	平成20年3月28日策定	14	6	
秋田	平成20年3月31日策定	13	7	
山形	平成20年3月18日策定	15	5	非常備2町を解消。
茨城	平成20年3月31日策定	26	5	
群馬	平成20年3月31日策定	11	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
埼玉	平成20年3月28日策定	36	7	
千葉	平成20年2月25日策定	31	7	
東京	平成20年3月31日策定	6	4	
神奈川	平成20年3月28日策定	26	8	非常備1村を解消。
富山	平成20年3月25日策定	13	5	4本部案についても検討の対象。 非常備1村を解消。
石川	平成20年3月28日策定	11	5	
福井	平成20年3月31日策定	9	3	
長野	平成20年1月16日策定	14	2	
岐阜	平成20年3月31日策定	22	16	
静岡	平成20年3月25日策定	27	3	
愛知	平成20年3月28日策定	37	11	
三重	平成20年3月19日策定	15	8	
滋賀	平成20年3月25日策定	8	7	平成28年度までに1本部を目標。
大阪	平成20年3月31日策定	33	6	非常備1町を解消。
奈良	平成20年3月26日策定	13	1	非常備2村を解消。 県全域を管轄区域とする1の消防本部。
島根	平成20年3月31日策定	9	3	県一圏域に伴う諸課題が克服出来れば、県一圏域とすることも考えられる。
岡山	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
広島	平成20年3月28日策定	14	5	
香川	平成20年3月31日策定	9	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備1町を解消。
高知	平成20年3月18日策定	15	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
大分	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
宮崎	平成20年3月31日策定	9	1	3本部についても一定の効果は得られるため検討。 非常備7町村解消。
鹿児島	平成20年3月27日策定	19	7	非常備2村を解消。
沖縄	平成20年3月28日策定	18	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備12町村を解消。
計		569	159	

## 消防職員ネットワークから 自治労連への市町村「消防広域化」について（要請）

2007年10月13日

日本自治体労働組合総連合  
委員長 大黒 作治 様

消防職員ネットワーク  
会長 菅沼 宏之

政府は、「消防の広域化」に関する消防組織法の改正を昨年6月6日に実施しました。現在、この法律によって全国の都道府県において、市町村消防の合併案が作成されているところです。

政府は、総務省消防庁に消防広域化推進本部を置き、全国に担当者を配置して強引に推進しようとしています。この手法は、「平成の大合併」を勧めた住民無視の強引なものと同様です。

政府は、「消防の広域化」によって、①住民サービスの向上、②消防体制の効率化、③消防体制の基盤の強化のメリットを宣伝しています。そして、広域化が行われれば、消防力が強化され1消防隊の編成人員が5名になり、消防車両も充実するように宣伝しています。

しかし、その中身は、現有消防力60数パーセントの消防本部が合併しても広域化後の地域の消防力は60数パーセントに変わりはありません。また、広域化後の遠方の消防署（所）から火災現場に20分～60分後にはしご自動車到着しても、すでに火災による被害の軽減を行う

ことはできません。現に、愛知県の衣浦東部消防連合は広域化後の消防職員数が減少し、一宮市消防本部においては、合併後警防要員が減少しています。また、消防自動車の更新・購入も広域化のために、控えることも発生しています。

「消防の広域化」は、低い消防力を固定化するもので市民の安全を守る消防力の充実の声に逆行するものです。

また、消防は火災を消火するだけのものではなく、住民と密着して火災予防及び地震等に備える防災体制を確立する重要な役割を担っています。「消防の広域化」は、一部事務組合、広域連合又は事務委託の形態となり「消防広域」議会は、市町村議会と異なり住民の意思が反映することが困難になります。「消防の広域化」は、住民生活から消防を遠ざけるものとなり、市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守る妨げになります。

「消防の広域化」については、都道府県から示された合併案に対して、市町村長は議会を経て態度を決定することが求められます。消防組織法において、日本の消防は自治体消防の観点から「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の运营管理に服すことはない」（消防組織法第36条）と定められています。さらに、消防庁長官および都道府県知事の「合併案」は、消防組織法上の「勧告」（同法37・38条）に過ぎ

ません。「消防の広域化」についての意思決定権は住民にあります。住民生活に密着した消防のありかたを決定する主体は住民にあります。

一方、都道府県知事から示された合併案に対する市町村議会の審議のなかで、市町村消防に関する責任は当該市町村長にあることを改めて確認し、市民の安全を守る消防力の充実を明確にし、市民主体の消防体制のありかたを考える契機ともなります。

また、「消防の広域化」には、消防団の広域化は含まれていません。消防団員は、消防職員同様「自分たちの街は自分たちで守る」使命感により運営されているため、政府をして、消防団は「消防の広域化」に馴染まないとしています。地域愛に根ざした、言わば保守的といわれている消防団員、および地域の安全を願う広範な人たちと共同して、「消防の広域化」を止めさせ、消防力充実を目指す大きな力を結集する可能性を秘めています。

ここに、消防職員ネットワークは、日本自治体労働組合総連合に下記のとおりに要請します。

記

- 1、消防の広域化について、ビラ・パンフレット等を共同して作成して、その本質を広く国民に知らせる。
- 2、「消防の広域化」について、勉強会・シンポジウム等を共同して開催し、「消防の広域化」の本質並びに住民のための消防体制の整備について理解を深める。
- 3、地方議会に共同して要請し、「消防の広域化」を止めさせ、消防力の充実を進める。

## 消防職員ネットワークから自治労連への 「消防職員の団結権保障の早期実現について

13日、消防職員ネットワークが「消防の広域化」問題で申し入れ

13日（火）「消防職員ネットワーク」の菅沼宏之会長から自治労連に「消防の広域化」問題で①「ビラ・

パンフ」を共同で作成し広く国民に知らせる、②「消防の広域化」の学習会・シンポの共同開催、地方議会への要請、③「消防の広域化」ストゥップと消防力の充実を進めるという3点について共同の申し入れがあり





ました。この申し入れには、菅沼会長以外に愛知県本部の柳副委員長が同道し、自治労連側は、大黒委員長のほか担当の江花中執、松尾中執、泉書記が同席しました。

「消防の広域化」については、昨年6月の消防組織法「改悪」に基づいて現在、全国の都道府県で市町村消防合併案が作成されています。政府は、「消防の広域化」によって消防体制の効率化や基盤強化のメリットを宣伝していますが、現在の国の基準である「消防力整備指針」で定

められている消防車1台5人乗務に対して2、3人乗務が現状で「災害に対応できない」という現場からは、火災出動体制への不安があります。広域化後の遠方の消防署から火災現場に20～60分後にはしご車が到着しても火災被害の軽減を行うことはできません。また、消防は、火災を消火するだけのものではなく、住民と密着して火災予防および地震等に備える防災体制を確立する重要な役割を担っています。今回、政府がなじまないとして「広域化」の対

象にしていない地域消防団の人々との共同も重要となります。

また、10月の行革推進本部専門調査会報告では、消防職員の団結権問題について、両論併記・先送りとなっています。

要請を受けて大黒委員長は、「広域化は住民にとっても重要な課題であり、団結権問題とあわせて共同のとりくみで大きな運動にしていく必要がある。自治労連としても力を入れた取り組みにしたい。ともにがんばりましょう」と応じました。

## 自治労連書記長声明「労働基本権の前進的専門調査委員会報告を受け、全面的な回復に向けての取り組みを強めよう」

2007年10月22日  
(談話)

日本自治体労働組合総連合  
書記長 野村 幸裕

1 行政改革推進本部専門調査会(以下「専門調査会」と略す。)は10月19日、「公務員の労働基本権のあり方について」の最終報告をまとめ、渡辺行革大臣に提出した。

報告は、公務員労働者の労働基本権付与について、改革の必要性及び方向性を認めながら、消防職員の団結権については賛否の両論併記、労働協約締結権については一定の条件付付与、争議権については賛否の両論併記となっている。

自治体労働者にとって、「労働協約締結権を付与」することは、現状及び要求と照らし前進的報告である。この間、労働基本権回復を掲げ、民間労働組合を含め全労連に結集し、ILOへの提訴などを行ってきた成果である。

しかし、多くの不十分さや問題点があることも指摘しなければならない。労働基本権は三権一体のものであり、とりわけ労働協約締結権及び争議権は一体となって始めてその有効性を発揮するものである。

そうした観点から、この報告は到達点の一段階であって、さらに今後の運動を強化していくことが求められている。

したがって、政府に対して、公務員労働者の労働基本権の全面的回復を求め、労働協約締結権の早期具体化と、消防職員の団結権および争議権の両論併記の問題解決を関係労働組合参加のもとに早急に進めるよう強く要求するものである。

2 そもそも公務員労働者の労働基本権の保障は、自治体労働者の賃金、権利、労働条件の確保の上で、さらに住民全体の奉仕者として職務を遂行する上で、必要不可欠、不離一体のものであって、今日のように制限されていること自体が極めて不当、不正常なものである。

報告では、一つに1で述べたとおり消防職員の団結権及び争議権の両論併記、労働協約締結権の一定の条件付付与の問題点に加え、二つに「改革に伴うコスト等に十分に留意しつつ、慎重な決断する必要がある」、「少数組合等の協約締結権の制限」など、議論の先送りや結社の自由を侵害しかねない事柄に言及し、三つに条件付付与の労働協約締結権についても「5年程度の期間が必要」と具体化の先送りをしかねない記述となっている。

こうした問題点について、一つ一つ粘り強く解決し、公務員労働者の労働基本権の回復をめざすものである。

3 一定の前進面を持ちながら、いくつもの問題点をはらんでいるのは、公務員労働者の労働基本権の保障に対して、専門調査会の設置根拠が行革推進法によっていること、専門調査会の人員構成が全労連側を排除するという偏ったものであること、政府が全農林最高裁判決に固執していること、さらに当事者の意見反映を軽視した専門調査会の運営であることなどがあげられる。今回の報告はそうした条件の下で行われたものであることを指摘しておかなければならない。

4 地方自治体をめぐっては、財政危機を口実とした勧告を無視した賃金の切り下げ、「能力・実績主義」の給与・任用への反映、「地方行革」の名による人員削減と非正規化、民営化・民間委託化などが、住民に対しては憲法25条を否定するなど権利侵害の攻撃が凄まじい。労働基本権の前進的付与、すなわち労働協約締結権はその有効な反撃になるし、具体的な運動を通じて有効に活用することが求められている。

自治労連は、すべての自治体労働者の要求実現と団結の母体として、公務員労働者の労働基本権の全面的保障を求め、憲法原則に沿った民主的公務員制度の確立をめざし、国民・住民との共同の力でいっそう運動をすすめることを表明するものである。

以上

## ILO「条約勧告適用専門家委員会報告」

条約勧告適用専門家委員会報告  
(抜粋)

結社の自由及び団結権の保護の  
条約に関する個々の報告  
日本（批准：1965）  
発表：2008年

(消防職員ネットワーク仮訳)

本委員会は、日本政府の報告並びに「国際自由労連（ICFTU、現ITUC－国際労働組合総連合）、2006年8月10日付」及び「日本労働組合総連合会（JTUC－連合）、2006年4月28日付」及び「日本自治体労働組合総連合（自治労連）と消防職員ネットワーク（FFN）の公務員制度改革及び消防職員の団結権など本委員会がこれまでにとりあげた諸問題、2007年4月13日付」のそれぞれの意見に対する政府の回答に注目している。委員会は、それに加えて、移住労働者をはじめとする労働者に対し、不安定な形式の雇用及び下請契約が増大しているために、これらの労働者を労働組合に組織することが困難になっていることを伝えるITUCの2007年8月27日付の文書、並びに、JTUC－連合の2007年10月19日付の文書にも留意している。本委員会は、ITUC及びJTUC－連合がおこなった最新の意見にたいする見解を提出するよう日本政府に要請している。

### 1. 消防職員の団結権の否認

本委員会は、消防職員に団結権を認める必要性について長期にわたり意見を述べてきたことを想起する。

本委員会は、政府が報告書で、「日本の消防の業務と機能は、警察に相応するものであり、したがって、第9条の（除外）規定に該当す

る」という従来の立場を繰り返していることに注目している。1997年に創設された消防職員委員会制度は、消防職員が参加して、自分たちの勤務条件を決めることを認めるものである。制度が設立されてから8年が経過した2004年10月15日、総務大臣と自治労（原文は「自治労連」となっているが、実際には「自治労」の誤りであり、事実上即して自治労とした：訳者）の代表が消防職員委員会の実施に関して、次の一定の改善を合意した。委員会の開催時期（予算配分を受けるのに十分な時間を保障するため、会計年度の前半、4月から9月に開催すること）、委員会へ意見を提出した職員に審議結果を通知する、審議の概要及び委員会の意見を通知する、職員に対して説明をおこなう「意見取りまとめ者」制度の設置（消防組織法第14条の5第4項〔現行＝第17条第4項：訳者注〕にもとづく消防職員委員会の組織及び運営の基準で改正）。本委員会は、自治労連及びFFNが意見書を提出し、このなかでFFNの役員が所属する8つの消防本部について、上記でのべた消防職員委員会の改正点が履行されたかを評価する調査を実施したところ、消防職員の団結権に関してはなんの前進もないことが明らかになった、とのべていることに注目する。とくに、委員会の開催が不十分である（年1回の開催）、職員がきちんとした審議結果を報告されていない、「意見取りまとめ者」が適切に機能していない、職員が提出した意見の多くが審議事項外であるとして却下されていることなど、委員会が、その果たす役割を制限されていることが示されていた。本委員会は、自治労連とFFNがこれまでに、消防職員委員会を、職員が自らの意見を述べる機会を与えているという点で一步前進で

あるが、団結権を職員に付与することとはまったく異なるものであるとのべていること、また、団結権を付与するための法律の改正が必要である、とのべていることを想起する。

本委員会は、日本政府の報告に注目している。2007年3月まで、全国のほとんどの消防本部（99.6%）で年間5,000件近く、合計で60,000件の意見が審議され、毎年、約40%の意見が、採択が適切とされ、このうち半分以上を消防長が実施している、というものである。これらの事例として、喫煙対策、ストレス対策の手段としてのカウンセリングの導入、交替制勤務中のための仮眠室など職場環境の改善などがある。審議された意見のほとんど80%は意見取りまとめ者によって提出されたものである。最近政府は、自治体当局に通知を送り、適切な審議と連絡世話係制度を完全に実施することを要請した。本委員会は、情報提供と制度が完全に実施できるよう手段を講じていることにさらに注目する。

本委員会は、1973年には、「消防職員の職務は、本条約第9条でいう労働者の範囲から除外する性質のものではない」、と述べたこと、また、この範囲にある労働者に対し、日本政府が団結権を保障するための適切な措置をとることを希望したことを改めて想起するものである。（第58回国際労働総会報告Ⅲ（4A）122ページ）。したがって、本委員会は、日本政府に対し、消防職員に団結権を保障するためにとられた、もしくは、とろうとする新たな立法措置について、次回の報告書に盛り込むことを重ねて求めるものである。

### 2. 公務員のストライキ権の禁止

(略)

### 3. 公務員制度改革

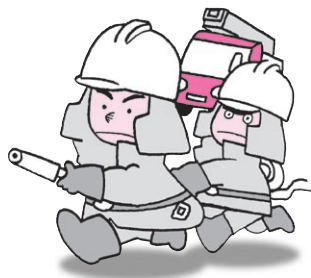
(略)

以上



**消防の広域化** で市民の生命・身体・財産を  
災害から守れるでしょうか

住民を守る消防体制の充実へ



2008年7月

---

### 消防職員ネットワーク

<http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Stock/8542/>

E-mail [firenet119@yahoo.co.jp](mailto:firenet119@yahoo.co.jp)

### 日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7

TEL (03) 5978-3580 FAX (03) 5978-3588

<http://www.jichiroren.jp/>